

- 同(林百郎君紹介)(第二六二二号)
 同(松本善明君紹介)(第二六一三号)
 同(山本政弘君紹介)(第二六一四号)
 同(米原昶君紹介)(第二六八三号)
 同(島本虎三君紹介)(第二六八四号)
 同(田邊誠君紹介)(第二六八五号)
 同(西宮弘君紹介)(第二六八六号)
 同外九件(河野密君紹介)(第二七四〇号)
 同(齊藤正男君紹介)(第二七四一号)
 同(田邊誠君紹介)(第二七四二号)
 失業対策事業就労者の待遇改善等に関する請願
 (不破哲三君紹介)(第二六七二号)
 高齢失業者等就労事業の実施に関する請願(田代文久君紹介)(第二六七三号)
 同(津川武一君紹介)(第二六七四号)
 同(寺前義正君紹介)(第二六七五号)
 医療事務管理士法の制定に関する請願外二件
 (久保田円次君紹介)(第二六七六号)
 看護婦不足対策に関する請願(川崎寛治君紹介)
 セキド損傷者に対する労働者災害補償保険の給付改善に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第二七四六号)
 理学療法士、作業療法士の教育制度改善に関する請願(相沢武彦君紹介)(第二七四七号)
 同(浅井美幸君紹介)(第二七四八号)
 同(新井彬之君紹介)(第二七四九号)
 同(有島重武君紹介)(第二七五〇号)
 同(伊藤智助丸君紹介)(第二七五一号)
 同(小川新一郎君紹介)(第二七五二号)
 同(大久保直彦君紹介)(第二七五三号)
 同(大野潔君紹介)(第二七五四号)
 同(大橋敏雄君紹介)(第二七五五号)
 同(近江巳記夫君紹介)(第二七五六号)
 同(岡本富夫君紹介)(第二七五六号)
 同(沖本泰幸君紹介)(第二七五八号)
 同(鬼木勝利君紹介)(第二七五九号)
 同(貝沼次郎君紹介)(第二七六〇号)
 同(北側義一君紹介)(第二七六一号)

本日の会議に付した案件

- 勤労者財産形成促進法案(内閣提出第四五号)
 最低賃金法案(田邊誠君外六名提出 衆法第一四号)
 勞働基準法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出 衆法第一五号)

同(桑名義治君紹介)(第二七六二号)
 同(小瀬新次君紹介)(第二七六三号)
 同(古寺宏君紹介)(第二七六四号)
 同(齋藤実君紹介)(第二七六五号)
 同(坂井弘一君紹介)(第二七六六号)
 同(鈴切康雄君紹介)(第二七六七号)
 同(酒野栄次郎君紹介)(第二七六八号)

同(田中昭二君紹介)(第二七六九号)
 同(多田時子君紹介)(第二七七〇号)
 同(竹入義勝君紹介)(第二七七一号)
 同(鶴岡洋君紹介)(第二七七二号)
 同(鳥居一雄君紹介)(第二七七三号)
 同(中川嘉美君紹介)(第二七七四号)
 同(中野明君紹介)(第二七七五号)
 同(西中清君紹介)(第二七七六号)
 同(林孝矩君紹介)(第二七七七号)
 同(梶上新一君紹介)(第二七七八号)
 同(広沢直樹君紹介)(第二七七八号)
 同(伏木和雄君紹介)(第二七七八〇号)
 同(二見伸明君紹介)(第二七七八一號)

同外一件(古川雅司君紹介)(第二七七八二号)
 同(正木良明君紹介)(第二七七八三号)
 同(松尾信人君紹介)(第二七七八四号)
 同(松本忠助君紹介)(第二七七八五号)
 同(宮井泰良君紹介)(第二七七八六号)
 同(矢野絢也君紹介)(第二七七八七号)
 同(山田太郎君紹介)(第二七七八八号)
 同(和田一郎君紹介)(第二七七八九号)
 同(渡部一郎君紹介)(第二七九〇号)
 同(渡部通子君紹介)(第二七九一号)

は本委員会に付託された。

○倉成委員長 これより会議を開きます。

勤労者財産形成促進法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 この法案の提案理由の説明に

ういうことが書いてあります。「西ドイツ等の先例に学ぶとともに、わが国の実態に即した勤労者財産形成政策について」云々ということが書いてあります。問題点は、ここに二つあると私は思うのです。

一つは、西ドイツの先例。これはおそらく労働省ではよき先例というふうにお考えだろう

と思う。もう一つは、「わが国の実態に即した勤労者財産形成政策」といっているが、これが実際にはわが国の経済条件に即しているかどうかどうだらうかというところに問題があると思います。つまり私は、こういう二つの問題が出てくるだろうと思うのです。

そこで、二番目のほうについてはあとでお伺いすることとして、「西ドイツの先例に学ぶ」、こうあるのですけれども、一体西ドイツの先例が、労働省のいうようによき先例かどうかということです。

あります。一九六五年ドイツ経済研究所、これは西独にある経済研究所であります、ここから一つの論文が出ておる。「西ドイツの資産分配と有

産化政策」ということで出されておりました。これは、西ドイツの資産形成分配の奇形的な状態を実証して、「結論として労働者有産化には重要産業

国有化と民主的な共同決定権の強化が選ばなければならぬ」、こういつております。

私は、その前に、この西ドイツの法案が出た経緯といふものが非常に疑問になつてくるわけであります。一つは、西ドイツのこの財産形成法が出されたのは、一九六一年の総選挙を前にしてだと

いうことであります。folksworth社の民

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案(内閣提出第六六号)

有化と株式の大衆公開を総選挙の前からずっと行なってきた。そうして総選挙の前になつて三一二マルク法、つまり労働者有産化助成法というのを七月に制定しておる。もう一つは一九六五年、これは第二次の改正でありますけれども、このときにも総選挙があった。そうして国賞の合同電気・鉱山株式会社を国民株の譲渡によって民有化した。そうして三一二マルク法の改正を意図した。

これが第二次法改正だと思うのです。

私は、どうもそういうことを考えますと、たいへん皮肉な言い方でありますけれども、参議院議員選挙を前にして労働省が一つのプロバガンドという意味を持ってやってきてるのでないかとあります。問題点は、ここに二つあると私は思うのです。

一つは、西ドイツの先例。これはおそらく労働省ではよき先例というふうにお考えだろう

と思う。もう一つは、「わが国の実態に即した勤労者財産形成政策」といっているが、これが実際にはわが国の経済条件に即しているかどうかどうだらうかというところに問題があると思います。つまり私は、こういう二つの問題が出てくるだろうと思うのです。

そこで、二番目のほうについてはあとでお伺いすることとして、「西ドイツの先例に学ぶ」、こうあるのですけれども、一体西ドイツの先例が、労働省のいうようによき先例かどうかということです。

あります。一九六五年ドイツ経済研究所、これは西独にある経済研究所であります、ここから一つの論文が出ておる。「西ドイツの資産分配と有

産化政策」ということで出されておりました。これは、西ドイツの資産形成分配の奇形的な状態を実証して、「結論として労働者有産化には重要産業

国有化と民主的な共同決定権の強化が選ばなければならぬ」、こういつております。

私は、その前に、この西ドイツの法案が出た経緯といふものが非常に疑問になつてくるわけであります。一つは、西ドイツのこの財産形成法が出されたのは、一九六一年の総選挙を前にしてだと

いうことであります。folksworth社の民

有化と株式の大衆公開を総選挙の前からずっと行なってきた。そうして総選挙の前になつて三一二マルク法、つまり労働者有産化助成法というのを七月に制定しておる。もう一つは一九六五年、これは第二次の改正でありますけれども、このときにも総選挙があった。そうして国賞の合同電気・鉱山株式会社を国民株の譲渡によって民有化した。そうして三一二マルク法の改正を意図した。

これが第二次法改正だと思うのです。

私は、どうもそういうことを考えますと、たいへん皮肉な言い方でありますけれども、参議院議員選挙を前にして労働省が一つのプロバガンドと

いう意味を持ってやってきてるのでないかとあります。問題点は、ここに二つあると私は思うのです。

一つは、西ドイツの先例。これはおそらく労働省ではよき先例というふうにお考えだろう

と思う。もう一つは、「わが国の実態に即した勤労者財産形成政策」といっているが、これが実際にはわが国の経済条件に即しているかどうかどうだらうかというところに問題があると思います。つまり私は、こういう二つの問題が出てくるだろうと思うのです。

そこで、二番目のほうについてはあとでお伺いすることとして、「西ドイツの先例に学ぶ」、こうあるのですけれども、一体西ドイツの先例が、労働省のいうようによき先例かどうかということです。

あります。一九六五年ドイツ経済研究所、これは西独にある経済研究所であります、ここから一つの論文が出ておる。「西ドイツの資産分配と有

産化政策」ということで出されておりました。これは、西ドイツの資産形成分配の奇形的な状態を実証して、「結論として労働者有産化には重要産業

国有化と民主的な共同決定権の強化が選ばなければならぬ」、こういつております。

私は、その前に、この西ドイツの法案が出た経緯といふものが非常に疑問になつてくるわけであります。一つは、西ドイツのこの財産形成法が出されたのは、一九六一年の総選挙を前にしてだと

いうことであります。folksworth社の民

かしながら、一方において資産というものが、国際的に見てもまだ非常に低い段階、したがいまして、今後経済の成長に見合いながら賃金を上昇させていくということは当然必要であるけれども、それと同時に、やはり資産の面に着目をいたしまして、自主的に資産を持つていてこうという努力に対しては、これを国としても援助し奨励していくということが必要であろう、それからまた、そういう段階にきているのではないかということでおきまでは数年前から持ち家政策というものを中心とした財産づくりというような考え方を検討してまいりましたが、今日の段階におきましては、持ち家と同時に資産の保有ということとして、労働者の財産づくりに国が援助政策をとつていくということが、日本の現状においても非常に必要であろう、こういう認識に立ったものでございまして、西独におけるその制度が——これは西独においていろいろそれなりの労使関係の中で生まれたものと思いますが、私どもはそのうちで資産の形成並びに持ち家という二つの制度を現階において導入していくことが非常に重要な意味合いを持つであろう、こういうことで提出をいたしておりますところでございます。

○山本(政)委員 賃金の上昇、そして貯蓄並びに持ち家というものを労働者に持たせることが必要だ、それが日本の現状から見ていいのだ、これは西独でも同じことをいっているのですよ。しかも、賃金の上昇からいっても、西独の場合は、御承知のように高度経済成長で賃金が上昇しているのだけれども、その先例といふものは、あなたの方から言わせればよき先例だといふうにお考へなんだらうと思うけれども、決して成功しておらないじやありませんか。成功しているのだといふのなら、成功しているのかどうか、この辺を私はきちんとあなた方にお伺いしたいわけなんです。

かしながら、一方においてはこの制度が西独において十年前に行なわれまして、その後、先ほど御指摘のようには何回かの改正を経て今日の段階に至っています。つまり、多少の字句を別にすれば、ここにあります。この制度自体が、労働者がこれを自主的にどう活用していくか、活用されるような制度でなければこれ自体有効な制度とはいえない。そういう意味で、当初西独におきましても、一部の労働組合は必ずしも十分この制度を利用するという形には至っていないようございましたが、最近におきましては、特に大きな、たとえば金属組合だったと思いますが、全面的にこの制度を活用するという形に踏み切りまして、その後この制度を利用して、西独におけるその制度が——これは西独においてはいろいろそれなりの労使関係の中で生まれたものだと思いますが、私どもはそのうちで資産の形成並びに持ち家という二つの制度を現階において導入していくことが非常に重要な意味合いを持つであろう、こういうことで提出をいたしましたが、今日は、理解を得、利用されているというところではなかろうか、こういうふうに思います。

○山本(政)委員 最近西独の有産化政策というものが若干改善されたということはあるいはそのとおりかもしれません。しかし、政府の提案をされたりかもしません。しかしながら、この法案とこの法案が制定された以前よりも下回つておる政策であるといふことはいえると思うのです。成功が失敗かということは、西独で政府のそういう政策担当者がちゃんと言つているから、これはあとでお話をしそうと思ひますけれども、要するに西ドイツの労働者有産化政策といふものは、あなたの方の資料によれば、端緒は一九五七年十月の政府声明で、国民の多くに、国民全體に属するという感情を持たせるためには、国民各層に財産を分散するの労働者有産化政策といふものは、あなたの資本によって労働者の財産形成が行なわれようとしているわけです。そのスタートに立つ場合に、あなたの方の参考にしているのは三一二マルク法なんですよ。その後の第二次改正の大二四マルク法といふものに照準を当ててどうだといふうになつてゐるわけです。そのスタートに立つ場合に、あなた方はこれをやつておられるわけです。そうすると、三一二マルク法といふのは効果のないものだといふのですよ。この法案の内容からいえば、焦点は三一二マルクという時点を焦点を当ててあなた方はこれをやつておられるわけです。そうすると、三一二マルク法といふのは効果のないものだといふことですよ。あなたたちはそれを下回るそういう法を出してきておられるのですよ。これは実際に労働者の有産化計画になるのだろうかどうだらうか。

○山本(政)委員 先ほどちょっと触れましたように、この制度自体が当初必ずしも十分労働者の理解を得なかつた、そのため利用される度合も少なかつたよう聞いておりますけれども、そこで貯蓄にささえられた経済成長によつて貯上げと成長に伴う利益の配分にあずかる。まさにあなた方が御提案になつたのとそつくりなんですね。つまり、多少の字句を別にすれば、ここに書いてあることは、あなた方がいままでの委員会でおっしゃつたことがこの三点にきわめて象徴的に集約されていると私は思う。そして、制度の類別としては、長期据え置き貯蓄の奨励、生命保険の奨励、住宅建設の奨励、株式保有の奨励、この四点としてそれを総括して労働者の財産形成に対する使用者の援助の奨励、こういうふうになっておられます。中身については私は詳しいことを申し上げません。

そこで、貯蓄奨励の効果は一体あったのかどうか。西ドイツのよき先例の中に、貯蓄奨励の効果があつたかどうか。一九六三年のドイツ貯蓄金庫振替盈年報というものが、一九六三年の貯蓄金庫の貯蓄内容は、一口座当たりの金額が千マルク未満が口座数比で七一・七%、貯蓄の総額比較れば八・八%であります。そして一口座当たり金額が一万マルク以上の口座数の比率が二・三%であります。そして貯蓄の総額比は三八・七%。そして第二番目には、全労働者世帯の四二%、つまりドイツの二百五十万世帯といふものに西独の労働大臣のブランクは「三一二マルク法の効果は赤面の至りである。」ちゃんとどこに「赤面の至り」と書いてある。公式にこう言つておるのです。そうすると、西独の財産形成における貯蓄奨励の効果といふものはなかつたということでしょう。これが西独の先例をあなた方は学ぶといふ根拠になるのかどうか。この点どうなんですか。

○山本(政)委員 先ほどちょっと触れましたように、この制度自体が当初必ずしも十分労働者の理解を得なかつた、そのため利用される度合も少なかつたよう聞いておりますけれども、そこで貯蓄にささえられた経済成長によつて貯上げと成長に伴う利益の配分にあずかる。まさにあなた方が御提案になつたのとそつくりなんですね。つまり、多少の字句を別にすれば、ここに書いてあることは、あなた方がいままでの委員会でおっしゃつたことがこの三点にきわめて象徴的に集約されていると私は思う。そして、制度の類別としては、長期据え置き貯蓄の奨励、生命保険の奨励、住宅建設の奨励、株式保有の奨励、この四点としてそれを総括して労働者の財産形成に対する使用者の援助の奨励、こういうふうになっておられます。中身については私は詳しいことを申し上げません。

そこで、貯蓄奨励の効果は一体あったのかどうか。西ドイツのよき先例の中に、貯蓄奨励の効果があつたかどうか。一九六三年のドイツ貯蓄金庫振替盈年報というものが、一九六三年の貯蓄金庫の貯蓄内容は、一口座当たりの金額が千マルク未満が口座数比で七一・七%、貯蓄の総額比較れば八・八%であります。そして一口座当たり金額が一万マルク以上の口座数の比率が二・三%であります。そして貯蓄の総額比は三八・七%。そして第二番目には、全労働者世帯の四二%、つまりドイツの二百五十万世帯といふものに西独の労働大臣のブランクは「三一二マルク法の効果は赤面の至りである。」ちゃんとどこに「赤面の至り」と書いてある。公式にこう言つておるのです。そうすると、西独の財産形成における貯蓄奨励の効果といふものはなかつたということでしょう。これが西独の先例をあなた方は学ぶといふ根拠になるのかどうか。この点どうなんですか。

○山本(政)委員 御指摘のよう、西独では当初この付加金のいわゆる割り増し金の支払われた額を三百十二マルクというものに押えておったわけです。それはまさに十年前のことですざいまして、その後最近に至つてその倍の大百二十四マルクにふやしてまいつた。そこでその辺をお聞きしたいのですよ。

○山本(政)委員 御指摘のよう、西独では当初この付加金のいわゆる割り増し金の支払われた額を三百十二マルクというものに押えておったわけです。それはまさに十年前のことですざいまして、その後最近に至つてその倍の大百二十四マルクにふやしてまいつた。そこでその辺をお聞きしたいのですよ。

いましようが、私どもこの法案をつくるにあたって、西独と比較したのは、十年前の西独の賃金の状況、それとわが国の現在における賃金の全体の水準の状況等もにらみ合わせまして、いろいろな比較のしかたはありますようが、ほぼ当時の西独の賃金水準と見合っているというようなところであります。なお、制度の中身につき押えたわけであります。なお、制度の中身につきましては、西独におきましては、ただいま労働者の約五割近くが財産形成の制度を利用して何らかの形の貯蓄をやっておるという状況でござります。

いますので御披露申し上げますと、一九六三年が二十五万人でございます。一九六五年が二百二十万、一九六七年が三百七十万、一九六九年が五百萬、ごく最近入りました一九七〇年の上期の情勢では七百万程度がこれを利用しておるという報告を受けております。

も、わが国では現に多数の労働者が貯蓄をしておる。それに対して何らかの形で援助の手を差し伸べるということは積極的な考え方ではないかといふふうに思つておるわけであります。

○山本(政)委員 その議論は少しあとでお尋ねいたい。

西ドイツの株式保有の結果は、ブロイセン鉱山株を二十一万六千人に、フォルクスワーゲン株を百五十万人に、これは額面百マルクです、これは御承知だと思うのです。そういう小口の株券として譲渡した。ところが、一九六〇年から六一年の年次決算書によると、二千五百三十九億

世帯の一七%の独立営業世帯が個人資産増加の四分の三を保有しておる、こういつておる。労務者とかあるいは職員世帯は、純収入の三・五%を貯蓄し得たにすぎない、こういつておるのですね。しかし現実にはやはり西独は貯金をしているのだ。

法人を除いた全資産というものを一〇〇とするならば、独立営業世帯というのが八六・五%、労務、職員世帯が一一・二%、年金需給者世帯が二・三%。こういう貯蓄の構成の割合になつてゐるのです。つまり、労務職員世帯よりか独立営業世帯のほうが二十六倍も貯蓄をしているというこ

とです。さう、労働者のほうで、西ドイツの貯蓄

○山本(政)委員 それじゃ、賃金部長でもいいで
すが、西独ではともかく貯蓄金庫以外に労務者及び職員は住宅建設貯蓄金庫とも住宅貯蓄の契約を結んでおる。私は新しい資料を持ちませんが、一九六六年でけつこうです。六五年に第二次の法改正が西独であったのだから。あるいは一九七〇年でもいいです。そのときの契約数は幾らになつてありますか。それはあなたのほうで出るはずでしょ
う。

○藤繩政府委員 ただいま御指摘の契約数そのものについてはちょっとといま手持ちの資料がございません。

お触れになりましたようすに、勤労者の中で貯蓄をしておられる限り、西ドイツ政府といしましては、この財産形成政策のねらいの一つを、貯蓄ができない者に対する援助をして貯蓄を可能ならしめるという意図があつた上です。わが国の場合は、先般来お答えいたしておりますように、現在の調査をもつてしても、勤労者の九九・七%が何らかの形で貯蓄をしております。階層別の分布を見ましても、かなり低い階層でも相当の割合で貯蓄をいたしておりますので、その辺の背景は、西ドイツとわが国

は結論づけておるのであります。貯蓄をしていると感じますよ。触れますけれども、いま私が申し上げたのは、西独が成功したかということでありました。それから、これは西独の経済省の委託によつて、C・フェール教授は一九五〇年から一九六三年における資産形成の奇形的な構造というものを報告をしております。法人を含んでおりません、その報告は純資産の形成ということで、労務者の世帯は千六百マルク、職員、官吏が六千マルク、独立営業世帯が一万三千マルク、これだけしかありません。

く西独は失敗をしておる、こう言つておる。あなた方はよき先例としてこれを見習つてゐるのかどうか。ともあれ私が申し上げたいのは、要するに独立営業世帯の平均貯蓄は労務、職員世帯の二十六倍だといふ、そういうようなこと、あるいは百万マルク以上の資産家の資産が——ドイツです、全資産が一九五三年、二二%だったのが、一九六〇年には四〇%になった。ところが、四万から十万マルク以下の資産というのは、一九五三年、三五%から一九六〇年、一六%に減つてゐるんですね。労働者の賃金というのはふえてくるで

いまでの御披露申し上げますと、一九六三年が二十五万人でございます。一九六五年が二百二十万、一九六七年が三百七十万、一九六九年が五百萬、ごく最近入りました一九七〇年の上期の情勢では七百万程度がこれを利用しておるという報告を受けております。

○山本(政)委員 その中で労務者と職員と官吏といふのがありますね、その区別はわかりますか。

○藤岡政府委員 ただいま数字の内訳はちょっと資料を持ち合わせておりません。

○山本(政)委員 だからそういうところに問題があると言うんですよ。つまり一九六三年、それから六五年くらいの場合には、要するに労務者といわれる人、ここではおそらく労働者でしょう、二二〇%台なんですよ。そして職員は三〇%、官吏が一〇%以下です。そうすると、労働者というのが二〇%台だということとは、必ずしもこの数字は労働者がずっととふえてきたということのあなたのほうしやるような証明にはなりませんよ。職員数がこのうちで三分の一を占めていることがあるかもわからぬでしょう。つまり、ぼくに言わしたのなら、貯蓄可能な人が利用者として利用しているのじゃないかという疑問がわいてくるわけです。その辺のことはあなた方が数字的に論証してくれなければ議論にならぬでしょう。その点はどうなんですか。

も、わが国では現に多数の労働者が貯蓄をしておる。それに對して何らかの形で援助の手を差し伸べるということは積極的な考え方ではないかといふふうに思つておるわけであります。

○山本(政)委員 その議論は少しあとでお尋ねしたい。

西ドイツの株式保有の結果は、ブロイセン鉱山株を二十一万六千人に、フォルクスワーゲン株を百五十万人に、これは額面百マルクです、これは御承知だと思うのです。そういう小口の株券として譲渡した。ところが、一九六〇年から六一年の株式相場の低落によつてフォルクスワーゲンの国民株購入者百五十万人のうちの四〇%、つまり六十万人が株を手放しているわけです。バイエルンでは、バイエルンの工場の従業員が二千人、バイエルンの株を手放している。これは一体どこに行つたんだろうか。全部金融機関に集中しているわけですね。この法案の中には有価証券とかなんとかなるものがあるんですけども、だからこれに対する結論というのは、社債その他有価証券形式武の購入は労務者の家計では重視をされておらぬ。貯蓄形成の重点は貯蓄金庫への預金であるけれども、労働者にとってこのことは生産手段に対する所有権の形成を意味するものではないから、いって、貯蓄というものは生活不安に対する予備あるいは比較的金額の大きな消費目的物を調達する

世帯の一七・九%の独立営業世帯が個人資産増加の四分の三を保有しておる、こういつておる。労務者とかあるいは職員世帯は、純収入の三・五%を貯蓄し得たにすぎない、こういつておるのですね。しかし現実にはやはり西独は貯金をしているのだ。法人を除いた全資産というものを一〇〇とするならば、独立営業世帯というのが八六・五%、労務、職員世帯が一一・二%、年金需給者世帯が二・三%。こういう貯蓄の構成の割合になつておるのである。つまり、労務職員世帯よりか独立営業世帯のほうが二十六倍も貯蓄をしているということです。だから、労働者のほうで、西ドイツの場合は貯蓄を可能にさせる、こうおっしゃつたんだけれども、貯蓄を可能にすることが実は財産形成になるんじゃないですか、資金部長。あなた方、財産形成のために貯蓄をさせる、そして、そのため滅税をするんだ。こういっているんだけれども、同じじゃないですか。それは西ドイツがやつた考え方と、あなた方がおっしゃること、ただことばの上のもやかしではなくて、それは一九六五年と一九七〇年を比べれば西ドイツだって貯蓄がふえておるんぢやないですか。それで、日本だってふえておる。それじゃ大一年の日本の貯蓄はどうなつておるか。貯蓄が多少ふえれば多少の余裕ができるかもわからぬかといふ実態をお話しようかと思うのですけれども、そういう実態があるじやありませんか。よく西独は失敗をしておる、こう言つておる。あなた方はよき先例としてこれを見習つているのかどうか。ともあれ私が申し上げたいのは、要するに独立営業世帯の平均貯蓄は労務、職員世帯の二十六倍だという、そういうようなこと、あるいは百萬マルク以上の資産家の資産が一一・二ドイツでよ、全資産が一九五三年、二二%だったのが、一九六〇年には四〇%になった。ところが、四万から十万マルク以下の資産というのは、一九五三年、一九六〇年、三五%から一九六〇年、一六%に減つておるんですね。労働者の貯金というのはふえてくるで

これがふえてきているか。ぼくが一番疑問に思うのは、こういう労働者財産形成促進法というものが、一体西ドイツの失敗というようなこと――失敗といつたらおかしいが、つまりうまくいっていない、というようなことから考える。あるいは貯蓄といふものが西ドイツでは期待されたほどされていないというようなことの反面に、百万マルク以上の法人の資産が一九五三年には三百八十億マルクから一九六〇年には六百二十億マルクになっているわけなんですよ。三倍近くになっている。これはその資産形成というのは考え方によつては労務者に不利に作用します。どこのほうに有利に作用しているんじやないか。結果的には、こういう法案をせっかくお考えになつても、決して有利に作用していないんじゃないだらうか、西ドイツの例から。この辺はどうお考えになつておるか。

○岡部(實)政府委員 西ドイツの場合に、実は先般も西ドイツでこの法案を担当した労働省の次官官に来てもらつていろいろ西獨の実情等は聞いたわけでござります。その際も、ある制度が定着していくのに率直にいって相当時間がかかったんだ。それで当初は、先ほどの数字にもござりますように、なかなか十分この制度が活用されない。また、もちろん制度自体の魅力がどの程度あるかというその相関関係にもなるうかと思ひますが、いずれにせよ十年の歳月を経まして、今日では少なく述べて当初に比べて相当な数の利用者が出てきておるということは、この制度がある時間をかけて定着してきたのではないかうか。

そこで、日本の場合におきまして、これがその意図に反して労働者に不利に作用するのではないかという御質問でございますが、私どもは率直に、現在いろいろの形で貯蓄をされておる労働者がこの制度を利用して、少しでも――十分な魅力とはいえないにしても、少しでもその貯蓄が有利になつてくる。少なくとも税制においては有利になるということは間違いない。

勤労者のために十分還元されて、それを私どもはやはり考えなければ、これもどの程度還元するかといふと、まだ明確にあれしておりません。とも従来一般勤労者に対しましては、程度にすぎないというようなことと、この財産形成貯蓄を通じて、使用者の預貯金が、事業団を通じて、ために還流してまいるというからば、そういう面からも勤労者る現状に比べて少しでも有利にはなからうか。なお、この中身の今後活用される状況を見ながら、善して本当に勤労者が喜んでこのような状況を持っていきたい、と考えておる次第でござります。

違ひがあるかもわ
うことにについて
はならぬ。そこで、
使われるということ
けれども、少なく
住宅ローンが1%
とからいします
して持ち家建設の
とが確保されるな
に一つの、いわゆ
作用していくんで
制度を活用される
こういうふうに考
百二十四マルクに
二次改訂がありま

これまでの間に、それまでの間とそういうのはつまりそれがかなり難行苦行しておるわけですよ。これだけお認めになるでしょう。どうなんですか。
○藤繩政府委員 いま先生、難行苦行とおっしゃいましたが、制度の発足にあたりまして、労使それぞれから制度に対する理解が十分でなかった、したがって、最初の加入は非常にわずかであつたということは、先ほど申し上げたとおりでござります。ただ、累次の改正を経まして、現在は二千二百万人の雇用労働者の中一千万人が加入するところまで参ったわけでございます。もとよりヨーロッパにおきましてもこの西ドイツの労働者財産形成政策についてはかなり議論がございまして、御指摘のような批判的な見解もあることは事実でございます。何と申しましても累次の改正を経まして、とにかく大幅な利用がなされているということは、やはり評価に値するのではないかとふうに私どもは考えているわけであります。

おりましたが、これはいろいろな折衝の結果、現在提案しておりますよろな利子に対する非課税といふうになったわけでございまして、私どもは現時点でのこの制度の発足を見られれば、以後さらにその拡充について努力を重ねていかなければならぬと思っておるわけでございます。

○山本(政)委員 この法案提案の経緯について、ここにこう書いてある。勤労者財産形成政策は、勤労者が自主的な努力によって、住宅、預貯金、有価証券等の財産を持ち、その長期的安定向上をはかることを減税その他の優遇措置によつて奨励助長する、こういつておるんですね。

政府の資料でお伺いいたします。あなた方は貯蓄ができたと言つておられるけれども、経済企画庁の国民所得統計年報、昭和四十五年版でありますが、この表に「実質国民総支出の対前年増加率とその構成」というのが昭和三十年から昭和四十三年まで出でている。昭和三十年の六三・七%を頂点にして個人消費支出はずつと減つてきておるので

なったわけです。そうですね。
○藤原政府委員 三一二マルク法が六二四マルク法になりましたのは昨年の改正でございます。社会民主党になつてからのことです。――
○山本(改)委員 昨年、一九七〇年ですね。それまでにかなり手直しがあつたと思うのですけれども、一九六五年にいま私が申し上げたように、西ドイツでは、生活不安に対する予備金か、比較的金額の大きな消費目的物を調達するための生活基金でしかない。それでも労働者の大部分は調達額をあらかじめ貯蓄することができない割賦払いを利用しなければならない。そして、いままでやつてきたような財産形成政策について、特に株式保有の結果についての結果を大蔵大臣のドリンクガーラが報告して、これは失敗だ、こう言つています。そうすると、一九七〇年、昨年に改正されたというけれども、私は歩譲つて、倍になつたのですから非常に大幅な改正があつた、それから手直しも、これを見ますとかなり労働者に一応は有利な手直しになつておりますね。だけれども、そ

も、あなた方は、一九七〇年に改正されたものを基準としてこの法案をおつくりになつたのか、あるいは三一二マルク法を基法としてこの法案を七つくりになつたのか、それだけひとつ聞かしてもらいたいと思います。

○藤繩政府委員 西ドイツの財産形成法につきましては、発足以来の経過を私どもは勉強してまいりまして、したが、昨年の改正は、御指摘のように減税対象額、去年から減税が付加金に変わりましたけれども、援助の対象額を年額三百十二マルクから六百二十四マルクに切りかえたわけでございまして、そういう意味では対象額をふやしております。それから、二、三の改正が行なわれておりますが、考え方の大きな根幹は動いておらないわけでござります。私ども、西ドイツの制度がそのままわが国に適用できるとは考えておらないわけでござりまして、わが国流にいろんな点で考慮しなければならない。ただ当初、労働省の構想といたしましては、たとえば減税にしましてももつと思いつて所得控除、税額控除というような方式を考え

すよ。家計消費支出も同じように六二・六%からずっと漸減して五〇・八%になつてゐる。個人消費支出またはその大部分を占める家計消費支出は、いま申し上げたように減少の一途をたどつておるわけです。三十年から四十三年までで一%減つてゐるわけです。そして総固定資本形成は逆に増加しております。三十年から四十三年で倍増になつてゐるわけです。特に企業設備は二・三倍になつてゐるでしよう。政府関係の項目については、財貨サービス経常購入は減少ぎみであり、総資本形成の政府勘定は増加ぎみである、しかし差し引きは減少ぎみになつておるということからいえば、消費の比重が急速に減少しておる。そして投資、特に企業の設備投資の比重が急増しているということの証明にこの数字はなるじやありませんか。そして一般家庭の消費が削られて、その分が企業の設備拡大に向けられているわけです。つまり、いままでの高度成長というのは、民間企業の高蓄積というものを中心にして展開されたわけでしょう。それはつまり生活水準の改善というも

おりましたが、これはいろんな折衝の結果、現提案しておりますような利子に対する非課税というふうになつたわけでございまして、私どもは現在時点での制度の発足を見られれば、以後さらにつき拡充について努力を重ねいかなければならぬと思つておるわけでござります。

○山本(政)委員 この法案提案の経緯について、ここにこう書いてある。労働者財産形成政策は、労働者が自主的な努力によって、住宅、預貯金、有価証券等の財産を持ち、その長期的安定向上をはかることを減税その他の優遇措置によつて奨励助長する、こういつておるんですね。

政府の資料でお伺いいたします。あなた方は貯蓄ができたと言つておられるけれども、経済企画庁の国民所得統計年報、昭和四十五年版であります。が、この表に「実質国民総支出の対前年増加率とその構成」というのが昭和三十年から昭和四十三年まで出でてゐる。昭和三十年の六三・七%を頂点にして個人消費支出はすつと減つてきているのですよ。家計消費支出も同じように六二・六%からすつと漸減して五〇・八%になつてゐる。個人消費支出またはその大部分を占める家計消費支出は、いま申し上げたように減少の一途をたどつておるわけです。三十年から四十三年まで一〇%減つてゐるわけです。そして総固定資本形成は逆に増加しております。三十年から四十三年で倍増になつておるわけです。特に企業設備は二・三倍になつておるでしょ。政府関係の項目について、は、財貨サービス経常購入は減少ぎみであり、総資本形成の政府勘定は増加ぎみである。しかし差し引きは減少ぎみになつておるということからいえれば、消費の比重が急速に減少しておる。そして企業の設備拡大に向けられているわけです。つまり、今までの高度成長というのは、民間企業の高蓄積というものを中心にして展開されたわけなんか。そして一般家庭の消費が削られて、その分投資、特に企業の設備投資の比重が急増していくといふことの証明にこの数字はなるじやありませんか。そして生活水準の改善といふことでしよう。それはつまり生活水準の改善といふことであります。

と言つけれども、しかし、総額における家計の比率では減つてきているというのが事実ですよ。これを一体あなた方はどういうふうに説明するのですか。貯金はもちろんありますよ、名目賃金が上がつておるのだから。多少貯金は上がつてきておるかも知れないけれども、支出は減つておるという現実をあなた方はどう理解しているのですか。労働者というものはそんなに余裕があるとお考えになつていいのか。実態としては余裕がないわけですよ。私に言わせたら無理やりに貯蓄していく。労働者財産形成というのはその上にもう一つ無理やりに貯蓄させるという政策でしかないわけですね。そうでなければ、家計費の支出がこんなはずっと少なくなるはずはないでしょう。一貫して少なくなつておるわけです。あなた方はこれをどう理解するのですか。

○藤繩政府委員 先生いま御指摘の数字は、国民所得統計に基づく支出の割合であろうかと思います。個人消費支出は、仰せのように、構成費としては、昭和四十年では五六・四%でありましたが、四十四年に五一・二%になつております。片や国内総固定資本形成は、昭和四十年に三〇・七%でありましたものが、昭和四十四年には三五・二%になつておるということをごいまで、構成比に関しては御指摘のとおりでござります。

ただ問題は、構成比の変化をもつて勤労者の家計の状態をどう評価するかという問題にならうかと思います。個人消費支出を物語つておるというふうによりますと、御承知のように、一貫して全体の規模も大きくなつておりますし、また消費水準も高まつております。消費支出が年々指数を改訂して高まっていくにもかかわらず、さらに黒字率も増大し、その結果、金体としてエングル係数も一貫して減少しておることは、やはり勤労家の家計の少なくとも改善を物語つておるというふうに思うわけでございます。その構成比の割合の変

○山本(政)委員 そういう議論になるんだつたから、それじゃこの数字は一体どうなるのですか。これは給貯蓄の構成ですよ。私に言わしたら、高度成長がなぜ可能であったかということをこの貯蓄の構成がよくあらわしていると思うのです。

第二表は、企業の貯蓄、つまり資本の減耗引き当てというか、資本の減価償却というか、あるいは法人留保分、これは高度成長期には増大しております。停滯期には減少している。しかし、平均すればほぼ同一水準で五〇%を保つておるわけですね。ところが、個人貯蓄は逆に高度成長期に減少しておりますよ。そして、停滯期には増大をしておるのであります。ほぼ三〇%台。政府の経常余剰というのとは、三十年半ばごろまでは増加傾向だったけれども、それから後は減少しておる。このことは、個人の貯蓄がほぼ同一水準を保つておるとして高成長というのは高蓄積を基盤にして展開している、こういうことが言えるわけで、個人の貯蓄といふのは、ぼくに言わいたら、やはり企業のほうに回されているのだろうと思う。なぜこんなことを言うかというと、これは要するに財産形成によつて集めたお金というのがそちのほうに回されちゃいたまらぬというのを私は申し上げたいのであって、この点は一体どうお考えになりますか。

来お答えをいたしておりますよう、たとえば市中銀行の勤労者に還元される割合——市中銀行の貯蓄の還元割合を見ますと、住宅ローンの例をとれば、わずかに一%にすぎない。そこで私どもは、この制度によれば、ある程度まとめたものを、ともかくも勤労者の住宅建設というものを持ってきて投下できるという点は、従来の資金の流れに比べて非常な前進ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○山本政委員 いまこの統計を見ますと、個人貯蓄は昭和三十年に三九・二%、それからずつと、だんだん減ってきて、四十三年は三一・七%になつておるのですね。額としてはなるほど大きくなつておるのである。それから率としては小さくなつておる。何でそうなるのですか。名目的には大きくなつておるのですよ。しかし、物価の上昇とかなんとかいうふうなことを考えたら、実質的には一つも大きくなつていないということなんですよ、この率からいったら。これは貯蓄率ですから、率からいって減つておるわけですよ。あなた方は、たくさんとにかく貯蓄があふえておるじゃないかと指摘しておるけれども、実際は個人貯蓄の率からいって減つてきておるわけですよ。ただ多少貯金が上がつたから額としては上がつたかもわからぬけれども、しかし比率は減少しておるということは事実なんです。あなた方がいま主張されておることは、貯金だけのことから見ているけれども、ほかの諸条件は全部のけておるわけだ。土地も建築費も資材も全部のけてしまった段階では、なるほど名目的には金額はかなりな金額になつておると私も思いますけれども、あれを支出されるようになつたら、そんなものは飛んでしまいますよ。これはほくはあとでお伺いしたいのですけれども、そう思いませんか。

○藤瀬政府委員 先生の御指摘の数字は、国民所得統計の中で、資本形成といいますか、総貯蓄といいますか、その中で個人貯蓄とそれからたとえ

おるのではないか、こういう御指摘だらうと思ひます。これは統計が示すとおりでございますが、それの評価をどうするかの問題でござりますが、非常に高度成長の結果、企業の社内留保等があえまして、相対的にそういう関係になっておるといふのは事実でござりますけれども、しかしながら、割合の構成で言いますとそのとおりでございますが、しかしながら、個人あるいは労働者の家計の中では貯蓄をする余裕の増加、あるいは貯蓄率そのものというのもまた一貫してふえておるわけでありまして、その点では私どもは、労働者がいよいよ貯蓄の余力がなくなりつつあるというふうには思はないのでありますし、やはり少しずつ改善されてきている過程にあるのではないかといふふうに考えております。

○山本(政)委員 それではそこに総理府統計局の「貯蓄動向調査報告書」というのがありますね、昭和四十四年の。あなたのおっしゃるよう、総貯蓄率というのは二三・九%で高いわけです。総貯蓄率といふのは、預貯金、土地、有価証券、全部含むはずですね。そうですね。そこありますか。

○藤嶋政府委員 国民所得統計、総理府の家計調査によりますと、家計ベースで、全国の労働者世帯の貯蓄率は、昭和四十五年二〇・三%になつております。

○山本(政)委員 四十五年に二〇・三%といったら、四十四年に比べまして減っているわけでしょ。それはともかくとして、そこにあるかどうか知りませんが、総貯蓄率といふのは、所得階層が上がるにつれて高くなつてるのは事実でしょ。

○藤嶋政府委員 階層別の数字はここにございますが、総理府の家計調査によりまして、いまの二〇・三という平均貯蓄率を一、二、三、四、五と五分位であらわしますと、御指摘のよう、収入階級が高くなるほど貯蓄率は高くなるわけでございまして、第一・五分位が一四・五、第二・五分

ば社内留保等の企業の貯蓄といいますか、企業の

位が一八・九、第三・五分位が二〇・八、第四・五分位が二二・五、第五・五分位が二四・四といふようになるわけでございます。

○山本(政)委員 そうですね。そうすると、その貯蓄率というのは、あなた方は高いと思ひますか、低いと思ひますか。

○藤繩政府委員 わが国の貯蓄率は、国際的に比較いたしますと非常に高いわけでございます。西

ドイツがその次に高うございますけれども、ヨーロッパ諸国に比べてだいぶ高い。最近の比較でき

る時点で申しますと、これは国民所得へ一スでござりますから、いまの労働者家計とは必ずしも正

確にはリンクいたしませんが、昭和四十三年にわが国の個人貯蓄率は二〇・五を示しております。

アメリカが六・七、イギリスが六・九、西ドイツ

が一六・〇、フランスが一一・五でございまして、その意味でも平均値が高い。したがいまし

て、いまの階層別にしてもかなり高いものである

というふうに評価してよろしいのではないかと思ひます。

○山本(政)委員 そうすると、高蓄積というの

は、これは法人の蓄積だけじゃなくて、個人の蓄

積にもたよっているということが言えませんか。

○藤繩政府委員 現在の個人の貯蓄は、多く銀行

等に貯蓄されているのが現状でございまして、資

金運用全体といましましては、先ほど申し上げま

したように、個人への還元が必ずしも十分でない

といふところから見ますと、資本に活用されてい

るというふうに思ひます。

○山本(政)委員 そうしますと、高収入の人ほど

貯蓄率が高いということは、これは普通の預貯金

以外に、実物の投資といいますか、つまり固定資

産貯蓄というか、そういうものも含めての貯蓄だ

といふうに考えていいわけでしょう。その点はいかがでしよう。

○藤繩政府委員 そのとおりでございます。

○山本(政)委員 そうすると、いま五段階にお分

けになったその第五番目の階層というのは、つま

り負債すなわち他人の貯蓄を利用しているという

ことも言えますね。そういう傾向があるというふ

うに言える。この点はどうでしよう。負債率が高いんだから……。

○藤繩政府委員 最近の家計調査の特徴といまし

まして、片方で黒字率が高まり、また貯蓄率も国

際的に見て相当高い割合を示す一方、ある程度の

負債が見られるわけであります。これは御承知の、たとえばうち一軒を建てるにいたしまして

も、あるいは自動車を買うにいたしましても、割

賦販売が非常に普及してきた、あるいはつとめ先

の資金を借りるというようなケースがむしろ普通になつてまいりました。そういう意味からかな

りの負債もあるわけでございます。階層別の負債

の分布は、貯蓄動向調査によりますと、昭和四十

四年の負債現在高が、平均いたしまして二十二万

四千円でございますが、この五分位階級に分けま

して、第一階級が十萬二千円、第二が十萬五千円

第三が十六万一千円、第四が二十万八千円、

第五が四十七万三千円、御指摘のように、階級が

上になるに従つて負債高も高まっていくというの

は事実でございます。

○山本(政)委員 だから、あなたのおっしゃるよ

うに、高所得者というのは土地や株式のよう利物

価上昇に影響されない、つまり減価がないといつ

たほうが正確かもわかりませんが、そういう貯蓄

を行なつておる。しかし低所得者の場合は、その

貯蓄が実際に資産となり得ているのかどうかとい

うことが問題になつてくるわけですよ、現実に

は、インフレというものがあるのですから、労働者

がたくさん貯蓄をするようになったと言つてゐる

けれども、その貯蓄というのは実態として資産と

なり得ておるかどうかということが問題となるわ

けでしよう。あなた方は幾ら貯金がたくさんある

といつたって、その貯金というのは、資産化され

れる貯金ではないんですよ、眞の意味での。だから

かが知れていらぬじゃないか。そして、あなたの方の

この法案でそれをサポートしたって、そんなもの

は、島本委員だったかだれだったか、二階から目

の言いたいことはそこなんだ。最大の問題点は

そこなんですよ。その点一体どうお考えになつて

いますか。

○藤繩政府委員 傾向といたしまして、先生御指

摘のような傾向があることは事実でござい

ます。が、ただ数字を見ますと、たとえば貯蓄の中で

も、貯蓄の中で何を資産的なものと見るかとい

う見方はいろいろあらうかと思います。たとえば定

期性預金も資産的なものだというふうに見ます

と、労働者世帯の貯蓄の中で定期性預金は三一・

六%を占めておりますが、それが第一・五分位で

三五・二、第三・五分位で三四・一、第五・五分

位ですと逆に二九・九ということであまり落差が

ございません。むしろ下のほうが少し高いとい

うことがございますが、逆の意味の通貨性預金は、

御指摘のような傾向でございまして、全体の平均

が一四・八%でございますが、第一・五分位が一

八・九という値を示しますのに引きかえま

す。

第五・五分位では一二・三という値でございま

す。

また、有価証券の例を見ますと、全体の平均で

は、労働者の場合、貯蓄の中で二二・五%が有価

証券でございますが、第一・五分位では七・二%

の割合であるのに比べまして、第五・五分位では

三一・七%になつておるということでございま

す。

そこで私ども、この法案は、それにもかかわら

ず個々の労働者の家計その他を見ますと、貯蓄の

目的別に見ますと、いまおっしゃったように、必ず

しも資産形成のための貯蓄とはいえないものもあ

るうかと思ひますが、しかし住宅を建てるために

おらぬ。ただ現実には、企業を通じていろいろな

形の住宅貯蓄等もやつておりますが、しかし、あ

る程度たまつていよいよ建てようとすると、いろ

いろな物価上昇でできなくなるというのは、現実

の姿としてはそういうことはいなめない事実であ

るうかと思ひます。

そこで私ども、この法案は、それにもかかわら

ず個々の労働者の家計その他を見ますと、貯蓄の

目的別に見ますと、いまおっしゃったように、必ず

しも資産形成のための貯蓄とはいえないものもあ

るうかと思ひますが、しかし住宅を建てるために

おらぬ。ただ現実には、企業を通じていろいろな

形の住宅貯蓄等もやつておりますが、しかし、あ

る程度たまつていよいよ建てようとすると、いろ

いろな物価上昇でできなくなるというのは、現実

の姿としてはそういうことはいなめない事実であ

るうかと思ひます。

そこで私どもは、そういう方々の貯蓄が、從来の一

般的な減税措置だけでなく、それにプラスアル

ファされた減税措置を少なくとも講じて、労働者

が貯蓄をする場合には一般よりもそれだけ有利に

なるのだ——その有利の度合いがこれで十分かど

うかはまだ議論のあるところでございますが、少

なくとも有利にする、しかもその人たちの個々の

ペースで貯蓄をし、それを還元するということで

がら、共同して住宅の建設等にも当つていく。

そこにこの制度が、個々人ではなかなか住宅建設

も及ばないところも、団体を通じあるいは事業主と協力して、この目的のためにいろいろな援助措置を講じていけば、何とか持ち家の建設も可能になり、資産の形成もできていく、こういうことで考えておるわけであります。

ただ、それに十分なる制度的なメリットがその中に当然入っているのかということになりますと、私どももいまこれで十分満足すべきものだということは、卒直に申し上げかねるわけでございましょうけれども、少なくともそういう方向で一歩踏み出していく、この制度が活用されだすということに非常な意味合いがあるのではなかろうかというふうに考えておる次第でございます。

で、抽象的に抽象的にお話をして逃げようとしている。だれだって自分の家を持ちたいと思うんですよ。だれだって自分の家を持ちたい。持ちたくない人はないはずです。ただ私の言いたいことは、低所得者の人たちは、土地とか有価証券の購入余力がありませんよ、これはあなたの方もお認めになるでしょう。こう言っているのですよ。そして、いま預貯金をしている人は、もちろん家を持ちたいという希望を持っているけれども、現実には現実にはなっていないことなんだ。だから、家を建てる希望はあっても、それを建てる其盤といふのはゼロにひとしい。そのゼロにひといやつに、ただ二階から自薬のようなこういう構築をやつたって、それは効果はありませんじがないですか。もちろん、あなたの方は家をお建てにならぬというわけではありません。それは幾らかは建つでしょうね。幾らかは建つでしょうね。しかし、そのメリットと、勤労者のそういう無理に無理を重ねて預貯金をするということとのメリットを、一体あなた方はどうお考えになつてゐるのかと言つたのです。基本的には社会資本の投入下ということが現実にはなかつたわけでしょう。そういうものがこういうことをもたらしているわけなんですよ。だから、そういう答弁では、それが

は私に言わしたらすりかえでしかないということなんですよ。いいですか、これは経済白書からですが、普通預金の名目利回り、これは期間平均で二・二%ですよ。ところが、実質利回りは、消費者物価が上がるのですから、マイナスの三%になつておるわけですよ。名目利回りは二・一%だから、けれども、実質利回りはマイナスでしかない。そういう条件の中に貯金をしたって、かなり額が大きいのですけれども、一般的に考えたら、家を建てるということから考えたら、たいした額額でありますよ。それが、利子はとにかくついたもの、実質の利子というのがマイナス三%だなんというとそなれば家が一体建つのだろうかどうだろうか。そして、この程度のあなたの方のやり方で実際に家が持てるのだろうか。五百万人そういうものにかりに入つても、その恩恵に浴する人は数万人くらいしかないでしょう。おそらく十万なんという数字にはならないと思うのですよ。それがたしてあなたの方のおっしゃる財産形成政策といふは、あなた方からいわせれば普通預金と定期預金どちらかどろか。定期預金の名目利回りが五・五%です。けれども、消費者物価の上昇からいえば、これは〇%です。労働者が持つておるというのもマイナス三%、片一方は〇%。幾ら貯金しても、資材の値上がりとか土地の異常な高騰の中で、が主たるものだ、こう言つておるけれども、片一方はマイナス三%、片一方は〇%。つまり、あなたの方のほうで出せといふのを要するに銀行へ出したら、出したものが実際に見返りとして返つてこないぢやありませんか。これは数字がちゃんと示しているのです。皆さんのを集めて——それは集めればたくさんの方の金が集まるでしょうよ。だけでも、その恩恵に浴する人は何年待てばいいのかということです。そういうことになりかねないでしょ、こうなつてきいたら。あなたのお金がたくさんあると言つけれども、その貯金は無利子かマイナスなんですよ。減価なんですよ。それでも労働者といふ

のは、とにかくはかない望みを持ちながら貯金を貯めているわけだ。しかし、そのはかない望みの前に、教育の問題とか育児の問題とか不時の出費の中にそれは費やされてくるということだって、これは事実ですよ。数字が出ている。そうすると、家というものは一向建ちっこないじゃないですか。それで建つ建つというは幻想です。幻想を持たしているのがほくは財産形成政策じゃないか、それは事実ですよ。その点はどうなんですか。

○岡部(宣)政府委員 御指摘のように、現在のように物価が相当な速度で上昇している、あるいは住宅を建設するための用地がなかなか確保できないというような状況下で、はたして建てられるかというところでございます。私どももこの労働者財産形成政策がオールマイティのものであるということを申すわけでは決してございませんで、この法案の目的とするところを実現するためには、やはりこれと同時に各般の施策がこれに並行して行われるということは当然考へていかなければならぬところでございまして、物価の問題につきましても、また直接関連いたしまする土地の問題につきましては、これは政府部内におきまして閣僚省と十分連絡をとりながら、現実にこの制度が少しでも活用され、実効があがるような措置を講じてまいりたい。

くという方向で進めてまいりたいと思います。
○山本(政)委員　たいへん失礼な申し分なんですが、これでも、基準局長、実際にそういうことができるかということに対してたいへんな疑問があるのですよ。それはいまも申し上げましたけれども、普通の貯金は名目利回りが二・二%、実質利回りがマイナス三%、それから定期預金は五・五%が名目利回り、実質利回りはゼロ、ところが、株式の場合には名目利回りは一〇・三%、実質利回りが五・七%ですよ、これは経済白書がそういっていいるんだから。そして、土地の場合には名目利回り一八・一%、実質利回り一・九%、こういう実態といふものを要するに是正しないで、あなた方がそんなことが言えるのかどうかという問題が一つ出てくる。

減価と知りつつ貯蓄をしている人たちに対してもう一べん貯蓄をしろ、こう言つわけです。私も言わしたら一そつは収奪ですよ。それで一体実施可能になるのだろうかどうだろうか。勤労者のおもな預金というのは、普通預金、定期預金、これはもう減価もしくは利殖率はゼロ、高額所得者の資産、さつきのあなたの方の数字をお聞きしますと、株式や土地なんというものがたくさんある。そういうものは物価上昇の影響を受けない。そして、貯蓄したものは財政投融資として産業基盤の形成あるいは民間企業への設備投資、そういうものに貸し出されていく。これじゃ勤労者の貯蓄するという意味がなくなるだらう。本質を知つたら、勤労者なんてそういうことに対する貯蓄意欲というものは起こつてこないだらうと思うのですよ。西ドイツで理解された、こうおっしゃる。だけど、いま申し上げましたように、西ドイツと日本の場合には配分が大幅に違っていますよ。まさに個人の場合と企業の場合とが逆転しているわけだ。そういう逆転というものを直さぬで、西ドイツのまねをしようとしても、本質的なものが違っている、要するに構成が違っているものに対して、そういうことをまねしても、どうできないことをお考えにならないで、要するにこれを強行されようとするんだたら、これはたいてんおかしいんじゃないかな。こんなものは勤労者に対する収奪以外の何ものでもないですよ。だからそういうことをお考えにならないで、西ドイツのように——西ドイツがいいとは決して申しませんよ。しかし、少なくとも政府、民間企業の設備というものが、日本では四四・八%、西ドイツが二三・八%、これが逆転するぐらいのことになつたのなら話は多少でもそれなりに理解をしたいと私はつとめますけれども、そうじやないわけなんですよ。こういうことを直そうとしないで、それで財産形成ができますということは、これはまやかしだと思いますよ。この数字に対しはどうあなた方はお考えなのか、それを聞かしてください。

○藤繩政府委員 インフレの過程の中で資産保全が可能なのは一部の家計に限られている。経済の健全な発展と家計資産の健全性、家庭の経済生活の計画性を守っていくために、物価安定は国民的課題なのであるという、まさに先生がいま御指摘になつた表現が、昭和四十五年の経済白書に出ておるわけでござります。そういう意味で、御指摘のとおりでございまして、物価安定というものが非常に重要であるという点では私どもも重々承知をいたしておるわけでございますが、ただ、実際に統計を見てみると、たとえばわが国の勤労者の貯蓄率というのも年々上昇をいたしておりました。たとえば昭和三十年に九・二%であったものが、とにかく二〇%というところまで上がつてきまことにいふと、全体の貯蓄の流れという点についても

うものは、日本が二六・三%、西ドイツは五十一・二%なんですよ。この中に、つまり西ドイツの持家政策とかなにかが含まれているわけですね。それなら、少なくとも社会資本というものはこれまで引き上げられなければ、西ドイツがやってきたような方向を日本の財産形成というものはたどれないだらうとぼくは言つていいわけです。条件がはるかに低いわけですよ。はるかに条件の高い西ドイツですらいろいろトラブルがあつたわけでしょう。それでやつとここまでできたわけでしょう。それよりか条件のはるかに悪いわが国が、西ドイツの条件をサンプルにしてやろうたつて、それはやれっこないわけです。あなた方が土地の高騰に対して、賃貸率が上がつた、それに土地の高騰に見合つだけのものを何かつけ加えてやるというなら話は別ですよ。そんなことはできつとないわけです、この法案から見たら。ただその格差というものが少しは縮まつてきてるというだけの話で、それは議論にならぬでしょう、あなたのほうしあることは。

るわけではございませんが、この制度をてことして、できるだけ推進をはかつていくということを、ともども努力をしてやっていくしかほかにないのじやなかろうかということでありまして、実はこの制度を当初考えましたときに、たとえば土地の先行取得のための相当な経費も考えたり、あるいは一種のプレミアムというような制度も実は考えてみたわけでございますが、現段階において必ずしもそれを取り入れるに熟しておらないために、労働者がそういうことをいまここで一挙にやることは、実は今後の課題として残したわけであります。土地の問題等につきましては、これは政府の中でそれぞれ建設省その他が、いまの社会経済発展計画に基づきましていろいろ計画的に充実していくことによりまして、この法律に基づく制度が期せずれるよう努力をしてまいりたいということをございますので、そういう角度から御理解を賜われば幸甚に存するわけでございます。

も実は問題になつてくるだらうと思う。

私は、いまのような土地とか住宅価格とかあるいは消費者物価の上昇が続いた場合には、退職金というものは大幅に削減されますよ。しかし、これは政府がいかに努力をしようとしても、これは企業のほうなんありますから、あなたの意図に反して——退職金をその意図に沿つて大幅にふやしてくれなければ、やはりこれだつて家は建たぬということになるでしよう。だから、ぼくは労働省の善意といふものは買いますよ。しかし、幾ら善意があつたつて、そういう経済的な条件がないところに家は建てようがないということになりはしませんか。とすれば、やはり社会資本を充実させるという方向に向かわざるを得ない。しかし、これとて、たいへん失礼な言い方かもしらぬけれども、限度があるだらう。特に民間の人たちは退職金に依拠するところがたいへん大きいということが数字に出ている。しかもその退職金が大幅に減価する、しかし政府によつて規制することができないということになつたら、労働者は貯金だけさせられて、退職金をもらつても家が建たぬといふことになるじやないか。だから、そういうことまでお考えになつてこれをびしょとされるなら話は別ですよ。しかし、私に言わせたらしり抜けじゃありませんか。肝心のところが抜けておつて、そして財産形成をおやなりおやなりなさい。ゼロとは言いませんよ。しかし、幾らかのものが建つことは事実だらうけれども、それをもつとして財産形成であるというなら、これは羊頭狗肉じやないかと私は言わざるを得ません。

○岡部(實)政府委員 御指摘のとおりでございまして、いまお示しになりましたように退職金の減価率も、土地の購入の減価率が一番高い。住宅の建設購入がその次、一〇%をちょっとこえるというような数字もございます。それで、最近の土地の高騰その他による住宅比率も非常に高まつてきています。そこで、土地購入者の所得に対する倍率も二倍ないし三倍といふよろな、公園住宅等にあってもそういうことになつてきている。

私は、いまのような土地とか住宅価格とかあるいは消費者物価の上昇が続いた場合には、退職金

も非常に大きめ比率を占めねならない。その中で非常に大きな比率を占めねといかな

る形で持ち家を持ちたい、またそのために何としても努力を積み重ねていくんだということも現

在で対前年比、東京都その周辺で二五・一%、大阪市及びその周辺で二四・五%、こういう騰貴率を示したという調査の結果の数字の御指摘だと思います。ただいま申し上げましたように、これはいわゆる三大都市圏の数字でございます。全国的な地価調査はただいま私どものほうで直接はいた

しておりませんけれども、通常、日本不動産研究

の間に——法律上は三ヵ年でやればいいといふ

ことになります。

そこで、全般的に日本が非常に立ちおくれてゐる形で住宅状況でございます。住宅の最近の建設計画によりましても相当な数をつくつていかなければなりません。その中で非常に大きな比率を占めねといかな

ますのは公営住宅あるいは賃貸住宅といふよ

うなことにならうかと思います。し

かし同時にやはり労働者の住宅に対するいろいろな考え方等の調査から見ましても、やはり何らかの形で持ち家を持ちたい、またそのために何としても努力を積み重ねていくんだということも現

実にあるわけございます。そこでその点を取り上げて、少なくとも労働者についてはほかに生活を向上していく手段がないわけでございますから、やはり賃金の中から少しでも貯蓄をしていく、

これをできるだけ有利にしてその貯蓄が集まつた

ものをあとう限り多く労働者に還元していく、そ

ういうことで、共同して持ち家をつくり、生活向

上をはかっていくということについて少なくとも

やはり何らかの制度としてこれを打ち立てなけれ

ばならないということで、今回この制度をつくる

ことに踏み切ったわけでございます。

ただ、羊頭狗肉という御批判もあるうかと思

いますが、実は政府各部門におきましてそれぞれ

のたとえば土地その他の問題につきましては、

やはり労働者がこれを一手にやるというわけにも

相なつております。なおただいま計画局長が、こ

こざいますが、昨年の三月から九月に至ります間

には賃費率はやや鈍化を示しているという結果に

ありますと一九%強という数字でございます。な

お

申しますのは用途別の平均でございますが、

四十三年三月から四十四年三月までの間に約一

七%，これが四十四年三月から四十五年三月に至

りますと一九%強という数字でございます。な

お

申しますのは用途別の平均でございますが、

四十三年三月から四十四年三月までの間に約一

七%，これが四十四年三月から四十五年三月に至

りますと

とになつておりますけれども、それを一、二年の間になるべく早く設定をしていこう、こういうようなことをいたしておりますし、あるいはただいま申し上げた地価公示法の制定も、これも地価の適正な価格と申しますか、それを公的機関によつて調査、公示をすることによりまして地価の目安にして安定をはかっていく、こういうような政策もございますし、建設省サイドで申しましても、いろいろと打てる手は打つておるということでおざいますので、ちょうどそういう意味におきましては、過去においていろいろと決定を見ました地価対策閣僚協議会の決定が実施の段階にある、いろいろと打てる手は打つておるということでおざります。そこでございまして、その成果についていま判断をする、批判をする段階ではないと思いますけれども、私どもといたしましても、できる限りそいつた線に沿つて努力をいたしておりますところでございます。

○山本(政)委員 いま宅地部長が引用した日本不動産研究所の調べによりますと、六大都市の宅地

の価格の指数は五〇〇ですよ。ところが、労働者世帯の可処分所得、つまり家を買うとか土地を買うとかいう、そういう可能な所得ですね、これは指数からいえば二五〇しかない。そうすると、五〇〇と二五〇ですからちょうど半分ですね。その半分に対しても、くどいようですねけれども、この法案がどれほど役に立つのだろうか。百万円を限度として減税をする、こう言われておるけれども、そんなもので役に立ちますか。格差といふものがだんだんこの調子でいければ、要するに上向線をずっとそのまま類進していくば、とてもじやないが追いつかぬと思うのですよ。これは抽象的な表現じやないのであります。実感としてあなた方これが可能なかどうなのか。

ここに東京周辺住宅地の価格の表がありますが、これは建設省の土地鑑定委員会公示です。これを見ましても、住宅取得の前にまず地価の高騰

が大きくなっていますよ。六大都市における宅地価格の上昇率は、建設省の数字と多少違つかもわかりませんけれども、三十年から三十五年

いうものをこの法案はつけ加えているかどうかというのです。つけ加えてないでしょ。提起だけじゃどうにもならぬですよ。要するに、労働者は汗水たらして貯金をやつて、不時のやつはちょっと別にのけて、そして家を建てるやつをまたそれで貯金をしなければならぬわけだ。この例でいけば、もう子供が病気になつても何したって一切知らぬ、そして家だけを建てる、それだけに貯金をするのだ。そして減価がある。この減価も何もこの法案は保証しないわけですよ。そういう法案というのが実は問題提起になつていてるのだろうかと私は言つてます。

○藤繩政府委員 先ほど来先生御指摘の現在の物価上昇、特に地価の上昇に伴います非常にきびしい条件につきましては私どもも全く同感でございまして、労働者はいま自分の持ち家を持つために非常な努力をいたしておることは事実でござります。そこでいま御指摘のように、かような物価の上昇下落でお個々の労働者が自分の力で家を持つたようだ、なお個々の労働者が自分の力で家を持つといふことが必ずかくなつてしまつております。したがいまして、先ほど局長からお答えいたしましたように建設省の統計でも、持ち家の建設比率が下がっているということも事実でございます。そこでこの法案では、一般的な貯蓄が非常に広く労働者の中で行なわれるわけでござりますから、それについていままでのよう単に産業資金が日本労働者住宅協会、そういうところでまとまつた住宅建設をやりまして、そしてこれをまた分譲するわけであります。その場合労働者は、もとより一挙にこれを購入するという力は通常の場合なかなかないわけでありまして、これを割賦償還で受け入れるという形になるわけであります。実際の条件は今後定めてまいりたいと思います。

が、やはり住宅金融公庫その他の融資の例にならないままで、たとえば木造でございますと十八年、耐火構造でございますと三十年というような非常な長期の、しかも政府がある程度利子補給をしまして、低利の融資によってそういう建設を行ないまして、したがいまして建設主体は、当然労働者に分譲するときもそれ以上の有利な割賦償還ということが期待されるわけでございます。そういういろいろな手立てによりまして困難な条件を克服しながらでも建てていくという努力を私どもはしていきたい、こういうふうに思つておるわけでござらざらないわけでござります。

○山本(政)委員 私は、あなたの ottしゃるように行つたって労働者は、要するに割賦償還なんてできないと言つておるのですよ。あなた、そう言つたって、どうやつてそれをやるのですか、できつこないじやありませんか。私はそのことを証明しますよ。「四十三年東京に於ける着工新設住宅の平均敷地面積及平均建坪」というのがここにあります。これは建築統計年報、それから住宅統計調査の表です。住宅モデルの敷地が百五十平方メートル、建坪五十平方メートル、東京都心から四十キロです。だから通勤時間からすれば一時間半ぐらいかかるところですね。そこで建設費がどれだけかかるか。これは公の統計です。建設費がどれだけかかるかというと、土地代が百九十五万円、一平方メートル平均価格が一万三千円として。これはたいへん安いですね。建設省の地価調査によりますと、四十二年の建設費が百四十四万七千円と、一平方メートル平均価格が二万八千九百五十九円、これもたいへん安いのです。これは建設省の地代賃調査です。それでは合計しますと、建設費が三百三十九万七千九百五十円になる。いま考えたらこれはたいへん安い金額だと思います。これは頭金として貯蓄現在高から支払う。これは自己資金から支払うわけですね。残りを銀行口一シ、金利が九・四八%、十五年間元利均等方式の

償還。これは不動産銀行で調べたもので、これが一番多いのです。こういう形式でかりに家を建てるとして、家計の中から建設が可能かどうか。東京都の生計調査年報これによりますと、東京における一世帯当たり収入、階層別の借り入れ金に對する年間返済というのがここにあるのです。月平均収入がかりに四万円の人を標準にしましてか。四十二年から四十三年にかけて、平均年齢三十六歳、現在の貯蓄高が二十八万七千円。そうしますと三百三十九万七千九百五十円ですから三百十一万一千円借りなければならぬわけです。そうして残りがある。これを年間で返済をする、その返済額というのは三十八万九千四百円になるでしょう。わかりますね。それを結局返すわけですね。そしてこれには年間の貯蓄の純増と借金の返済四万六千円余があるだらうと見込まれてゐる。そうしますとこの人は家を建てたから家賃、地代が要らぬだらうということになるわけです。それから貯金が若干ふえるだらう、こういうことになりますと、家賃、地代を払わぬでいい、そして年間の貯蓄純増プラス借金の返済ということになるところこれはプラスしなければなりませんね。そうするとこの人は一年間にどれだけ返せるかといふと四万一千二百円しか返せないのである。年間に返済しなければならぬ金は三十八万九千四百円。そうしたら借金して家は建てたけれども、お金が返せぬという現実になるじやありませんか。東京都の調査によつたら、こういうことで返せるのは十万円以上の収入がある人でないと返せないということになるのですよ。あなた方、家を建てた京都の調査によつたら、こういうことで返せるのは十万円以上の収入がある人でないと返せないということになるのですよ。あなた方、家を建てた京都の調査によつたら、こういうことで返せるのは十万円以上の収入がある人でないと返せない

う。三十六歳にもなつて、借りた金を返す金がないとすれば一体どうするのか。せつから無理して建てたけれども、これはまた出なければならぬことになりはしませんか。ぼくは、まず建てられないだらうということを最初申し上げた。今度は、建てたら建てたお金を返せないという状況にこの数字からいけばなるのですよ。そうしたら依然として年賦償還をするだけのお金というものが上がつておる、こうおっしゃるかもわからない。しかし資材も上がっておりますよ。土地も上がりつつこれが可能なんですか。

○藤繩政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、一般的労働者が個人的な努力によりまして持ち家を建設するということになりますと、いまのようないいことになるわけでございます。それで十二年から四十三年の統計です。四十五年になると給料が上がつておる、こうおっしゃるかもわからない。しかし資材も上がっておりますよ。土地も上がりつつこれが可能なんですか。

十二年から四十三年の統計です。四十五年になると十五年で九・四八%、非常に高い金利の資金によって建設をしてそれを返さなければならぬ、こういうことになるわけでございます。そこでは先ほど来御指摘のように、非常に条件がますますきびしくなつてまいる。そこで困難な中でも持家を可能にいたしますためには、やはり低利長期の割賦償還を可能ならしめる。しかも実際に住宅金融公庫とか住宅公團等々の制度もありますが、さらに企業が現にいろいろな形で持ち家援助政策というものをやっておりますが、その企業の努力もここで引き出すということによつて何とかもう少し楽な条件で持ち家を可能ならしめる道はないかといふことになりますが、その企業は金融機関に集まりました資金を事業団に集めまして、そして國からも出資金を出して利子補給をするといふようなことで、六分五厘あるいは七分程度の、しかも先ほど申し上げましたように、木造であります

こでさらにお金利で労働者の割賦償還を可能ならしめるというあらゆる方法を講じまして、個人で民間でやります場合に比べて少しでも楽な道をぜひ開拓したいとこの制度を考えたわけだと思います。

○山本(政)委員 それじゃ、事業主はそういうあらゆる援助をすることがこの法案に盛り込まれておりますか。私が申し上げたいのは、そうやって援助した場合に、結局は返せなければ、全額退職金をやるやつを払えないものだけ退職金から取って、最終的には残りを退職金としてやるということになります。あらゆる援助といふことはここに出ておらぬじやありませんか。

○藤繩政府委員 この法案の九条の二項の二号に、貸し付けを受けようとする者、つまり事業主がございますが、それがその貸し付けにかかる資金によって建設しまたは購入する住宅の分譲あたりましては、労働省令で定める必要な措置つまり労働者の負担を軽減するために必要な措置を講ずるということを条件にいたしております。そこではたとえば頭金について低利の融資をするあるいはいま申し上げましたように、雇用促進事業団から借りてきた金利よりさらに安い金利にするために事業主が利子補給するとか、具体的な内容は省令で定められるわけであります。そういう負担軽減の具体的な措置を講ずることを融資条件としまして、できるだけ楽な形を持っていきたい、こういうふうに考えております。

○山本(政)委員 もう時間がきましたから、本会議後、いまあなたがおっしゃった点はもう一べんお伺いしたいと思います。

○増岡委員長代理 この際、本会議散会まで休憩いたします。

午後三時十四分開議

○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

勤労者財産形成促進法案について質疑を続けます。山本政弘君。

○山本(政)委員 ちょっと話をもとに戻しますけれども、一九七〇年に六百二十四マルク、こういうふうに改正になりましたね。賃金部長の話によると、加入者が一千万をこえるというお話をありました。私の考えが間違っているかどうかわかりませんけれども、つまりそれは利用者が大きくなつたというけれども、いま数字を引っぱり出して集めた金というものは、労働者のほうに戻つていかないで――要するにこの西独の財産形成に企業の体質を改善し、経済の安定成長をはかくなつてきた。貯蓄率も大きくなつてきた。そして基準局長のほうから、銀行の貸し出し利率よりも高くなつたときの要するに利子率とかそういうものについては、労働者のほうに戻つてはるかに下回るようなことも考えてみたい、そしてそのことについては、ひとつ各省とも相談をしてみたいという御答弁をいただいたと思うのですが、そういうことも含めて間違ひございませんか。

○藤繩政府委員 西ドイツの制度と今度のわが国の制度と非常に違います点は、西ドイツは、先生御指摘のように、貯蓄銀行に預金をいたしておりますが、その預金の使途については、つまり普通の金融機関のような運用がはかられるわけでございまして、特段にたとえば労働者の住宅建設に還元するとかどうとかいうひもはついていないわけですが、その預金の使途については、つまり普通の金融機関のところまでだつたならば年間返済の表がここに出ており、これは試算であります。これは東京都の家計年報ですね。そうすると、いまさつき私が申し上げたけれども、月収四万円ぐらゐのところまでだつたならば年間の返済額は三十八万九千四百円を必要とするけれども、現実には四万一千二百円しか返せない。四万円から五万円の場合には、貯蓄が高くなりますから若干借り入れ金が減ります。貯蓄の額からいえば四十万七千円、したがつて借り入れ金は二百九十八万一千円、年間の返済額は三十七万三千百円、こういうふうに減ります。要するに借り入れ金に対して年間の返済額は減ります。しかし、同時に

ち家分譲に向けるといふ点は、ユニークでもありますし、わが国の事情に合つたやり方だといふふうに考えておるわけあります。

○山本(政)委員 あとの質問のために参考になりますからもう一度確認いたしますけれども、そうすると西独と日本と違つてるのは、いろいろありますから、休憩時間の前に、あなたのおっしゃることによれば、たとえば融資をしたときの要するに利子率とかそういうものについては格段の考慮を払うという点に違いもあるわけですね。先ほど、休憩時間の前に、基準局長のほうから、銀行の貸し出し利率よりも高くなつたときの要するに利子率とかそういうものについては、労働者のほうに戻つてはるかに下回るようなことも考えてみたい、そしてそのことについては、ひとつ各省とも相談をしてみたいという御答弁をいただいたと思うのですが、そういうことも含めて間違ひございませんか。

○藤繩政府委員 わが国の場合には、いま申し上げましたように、財産形成貯蓄とそれから持ち家建設などを結びつけております。西ドイツの場合には貯蓄は貯蓄で見ておりますので、そこが違うといふことでございます。金利についておっしゃいました点は、わが国の場合にはそうしたいといふことでございます。

○山本(政)委員 休憩前に引き続いての質問ですけれども、繰り返しますけれども、東京における一世帯当たり収入階層別の借入金に対する年間返済の表がここに出ており、これは試算であります。これは東京都の家計年報ですね。そうすると、いまさつき私が申し上げたけれども、月収四万円ぐらゐのところまでだつたならば年間の返済額は三十八万九千四百円を必要とするけれども、現実には四万一千二百円しか返せない。四万円から五千円の場合には、貯蓄が高くなりますから若干借り入れ金が減ります。貯蓄の額からいえば四十万七千円、したがつて借り入れ金は二百九十八万一千円、年間の返済額は三十七万三千百円、こういうふうに減ります。要するに借り入れ金に対して年間の返済額は減ります。しかし、同時に

ち家分譲に向けるといふ点は、ユニークでもありますし、わが国の事情に合つたやり方だといふふうに考えておるわけあります。

○山本(政)委員 あとの質問のために参考になりますから、休憩時間の前に、あなたのおっしゃることによれば、たとえば融資をしたときの要するに利子率とかそういうものについては、労働者のほうに戻つてはるかに下回るようなことも考えてみたい、そしてそのことについては、ひとつ各省とも相談をしてみたいという御答弁をいただいたと思うのですが、そういうことも含めて間違ひございませんか。

○藤繩政府委員 わが国の場合には、いま申し上げましたように、財産形成貯蓄とそれから持ち家建設などを結びつけております。西ドイツの場合には貯蓄は貯蓄で見ておりますので、そこが違うといふことでございます。金利についておっしゃいました点は、わが国の場合にはそうしたいといふことでございます。

○山本(政)委員 休憩前に引き続いての質問ですけれども、繰り返しますけれども、東京における一世帯当たり収入階層別の借入金に対する年間返済の表がここに出ており、これは試算であります。これは東京都の家計年報ですね。そうすると、いまさつき私が申し上げたけれども、月収四万円ぐらゐのところまでだつたならば年間の返済額は三十八万九千四百円を必要とするけれども、現実には四万一千二百円しか返せない。四万円から五千円の場合には、貯蓄が高くなりますから若干借り入れ金が減ります。貯蓄の額からいえば四十万七千円、したがつて借り入れ金は二百九十八万一千円、年間の返済額は三十七万三千百円、こういうふうに減ります。要するに借り入れ金に対して年間の返済額は減ります。しかし、同時に

すね。

そうしますと、いろいろ御答弁がありましたが、問題点は法案との関係でこういうことが出てきやしないか。つまり、事業主が雇用促進事業団から融資を受ける、そして従業員の持ち家を建設する場合に、たとえ融資レートがあなたの方のおおっしゃるよう銀行ローンより低率だったとしても、従業員は貯蓄による不足分を年賦償還するわけですから、いま申し上げたように、返済能力があるのは高所得従業員だという結論になつてくる。一番住宅に困窮している一般従業員、つまり低所得の従業員というのは、そういう幻想のもとにかく貯金をしなければならぬ、こういうことになつてくる。それは先ほど羊頭狗肉と申し上げましたけれども、政策的な欺瞞になりはせぬだろうか。つまり、あなた方はここで提言をなさつたけれども、私は善意は疑いませんよ。しかし、せつからく提言をなさつたけれども、結果的には政策的な欺瞞になりはせぬだろうかという疑問を非常に深くするわけです。その点に対して私は反論があればお聞かせ願いたいのです。

○岡部(實)政府委員 反論ということではございませんけれども、いま具体的な例を設定されましての御質問でございます。私ども実はこの制度は、現実にいま行なわれているいろいろな、たとえば企業内の従業員に対する持ち家住宅の建設の制度とか、あるいは事業主が自分の従業員に対するいろいろな福祉活動の援助とかいうような具体的な活動がそれであるわけでございます。そういう事実もまたあるわけでございます。そういう事実をつかまえまして、その自主的な努力並びに事業主の労働者に対しましていろいろな援助制度あるいは援助活動というものを結び合わせながら、何とかこれに対して援助措置を講じながら、いまなかなか困難なのを少しでもよくしていこう、こういうところに一つのねらいがあるわけだといまして、そういう意味で、この制度自体が

現実のそういう姿に着目して組み立てられているのでございまして、私どもこれをほんとうに喜ばれども、問題点は法案との関係でこういうことが出てきやしないか。つまり、事業主が雇用促進事業団から融資を受ける、そして従業員の持ち家を建設する場合に、たとえ融資レートがあなたの方のおおっしゃるよう銀行ローンより低率だったとしても、従業員は貯蓄による不足分を年賦償還するわけですから、いま申し上げたように、返済能力があるのは高所得従業員だという結論になつてくる。一番住宅に困窮している一般従業員、つまり低所得の従業員というのは、そういう幻想のもとにかく貯金をしなければならぬ、こういうことになつてくる。それは先ほど羊頭狗肉と申し上げましたけれども、政策的な欺瞞になりはせぬだろうか。つまり、あなた方はここで提言をなさつたけれども、私は善意は疑いませんよ。しかし、せつからく提言をなさつたけれども、結果的には政策的な欺瞞になりはせぬだろうかという疑問を非常に深くするわけです。その点に対して私は反論があればお聞かせ願いたいのです。

○岡部(實)政府委員 この制度はわが国におきまして初めてのケースでございますので、率直に申し上げまして、将来の見通しを立てるとはたいへんむずかしいわけでございます。そこで、前提を置いて試算いたしましたので、加入人員が初年度五十五万、その後毎年五十万ずつ増加するといったします。それから財産形成貯蓄額を一人当たり年間平均六万三千円程度というふうに見込みめしで、財産形成貯蓄額が出てまいりますが、その残高の三分の一を期間十年の元金均等償還で金融機関から借り入れる、そしてこれを事業主またはその団体あるいは勤住協に貸し付ける。貸し付ける条件をいたしまして、一戸当たり平均融資額は三百五十万円、平均償還期間二十五年、これは木造と耐火構造とあります。が、償還期限平均二十五年程度で元金均等償還で融資する。こういう前提を立てますと、財産形成貯蓄残高が初年度百五十八億円、ずっとだんだんふえていくということで、五年間の累計が三千三百億円ということになります。これで建ち得る住宅は初年度はごくわずかで一千五百戸程度しか出てまいりませんが、五年間で累計二千五百戸になる。むしろ住宅建設は、その

後において財産形成貯蓄が大きくなればさらに伸びるものではないかというふうに考えております。それが、その持ち家の土地はどれくらいの面積か、それからその土地の建て坪はどれくらいか、それから、いまあなたのおっしゃったように、木造、耐火というのはどれくらいになるのか、これは具体的な計画はあるわけですか。

○藤繩政府委員 具体的な計画はまだ持っておりますが、いま三百五十分万を融資すると申し上げましたのは、大体単価を五百万程度と見込みましてのことございます。単価五百万円といいますのは、大体中都市程度のところで三LDKくらいの中高層住宅というものがそのような金額になつてきている。都市、特に大都市では、持ち家といいましても、いわゆる庭つき一戸建てといふのはたいへんむずかしいものでございます。やはり中高層のものを開発しなければならないといふふうに考えておるわけでございます。そこで、土地も含めましての三DKないし三LDKといふものを想定いたします場合に、大体その程度の価格でまかなえるのではないか。先般田邊委員からも資料が要求せられておりまして、お届けしてございますが、たとえば、それに出ております例でも、昭和四十五年の南青山の三DKの分譲価格が五百六十四万円、これは日本住宅公団の例でございます。それから、高幡台で三DKの価格が三百七十八万円といふものでございますので、大体単価はその程度ではなかろうかと思います。

○岡部(實)政府委員 私は、持ち家というのは、先ほど申し上げましたように、高度成長によって大都市集中の結果がもたらされる、その大都市集中といふことに対する住宅対策として、労働省が提倡なすっている持ち家政策というのが、やはり行きわたるべきだと思います。問題は、中都市とおっしゃつたけれども、私はむしろ、中都市はここで考慮に入れるべきでない——という言い方は極端過ぎるかも知れない。しかし、実際に必要な

は大都市でしょう。大都市だとすれば、あなたの家といふように理解しがちだと思うのです。皆さんが持ち家だといったときに、一般的にほんと頭に入つてくるのは庭つき一戸建てですよ。その点はどう思いますか。

○岡部(實)政府委員 従来からの私どもの生活感覚からいいますとそういうこともございますが、最近の大都市におきまする一般住宅等も、土地の制約もございますので、高層住宅で、それを賃貸するあるいは分譲するかというようなことで、それが一戸建ち庭つきという感覚というか概念が、大都市におきましては事実実現がなかなかむずかしいといふことからも、変わってきておるのではないかということは言えると思いますし、また現実に、大都市で、私ども考えますと、やはり限られた土地に高層住宅を建てて、それを分譲していくという形が現実的な方法ではなかろうかといることで、そこら辺を頭に描いております。

○岡部(實)政府委員 高層住宅に二年入つた人たちはみんな、高層住宅といふものはいいかげんに切り上げて、自分の庭つき住宅がほしい、こう言つてごらんなさい。異口同音に、高層住宅から早く出なければいかぬ、つまり鉄とコンクリートのジャングルの中では無味乾燥でしようがない、こういうことを皆さん言つておられるわけです。だから、実感としては、私が申し上げたとおり、庭つき一戸住宅というのが労働者の感覚なんですよ。

しかし一步譲りましょう。一步譲って、中高層の出なければならないが、つまり鉄とコンクリートのジャングルの中では無味乾燥でしようがない、こういうことを皆さん言つておられるわけです。あなた方、うそだとお思いになつたら、高層住宅に住んでいる人たち全部にお聞きになつてごらんなさい。異口同音に、高層住宅から早く出なければいかぬ、つまり鉄とコンクリートのジャングルの中では無味乾燥でしようがない、こういうことを皆さん言つておられるわけです。だから、実感としては、私が申し上げたとおり、庭つき一戸住宅というのが労働者の感覚なんですよ。それでもありますよ。そう思いませんか。中高層だなればなら持ち家政策だなんていつてぎょぎょしきやる必要は何もない。やり方はもつとほかに幾らありますよ。そう思いませんか。中高層だな

持ち家住宅なんて感覚を持ちっこないです。

○岡部(宣)政府委員 庭つきで一戸建ちということが、私どもの持ち家という感覚からいうと望ましいと申しますが、そういう感覚も否定できません

と思いますけれども、ヨーロッパ諸国の労働者住宅の状況等も、やはり大都市におきましては高層アパートというのが一つのフォームになってきて

いるようございまして、それから、いまお話しの公営の高層住宅を建てて、それを安く賃貸するなりあるいは分譲するなりという制度も大いに拡充してまいらなければ、とうていいまの住宅事情を満足させ得ない。ただ、それと同時に、やはり現実にそういうものを取得する場合においても、やはりみずから努力によって少しでも積み立てをして、それをもととして住宅を持ちたい、こういう向きに対しても大いに援助政策もやつていいく、両々相まって全体の住宅不足というものを、その需要を満たしていく、こういうことで、その辺は、私どもこれだけで、何べんも申しますように、すべてが解決されるとは思っておらないわけであります。

○山本(政)委員 それじゃお伺いしますよ。南青

山の日本住宅公団のが五百六十四万円、こういう話です。そうすると、第一点にお伺いしたいことは、たとえば東京の場合、そういうものがはたして結構簡単に、地価とかなんかというものを考へて得られるかどうかという問題、これがまず第一点。私個人の考え方としては得られないと思う。そういうことはなかなかむずかしい。そうすると、土地とかなんとかいうものを当然考えられて、東京から離れた郊外とか、あるいはもっと地方へ行かなければならぬ。あなたの方はそういう建設可能なところは通勤時間はどれくらいとお考えになつてているのですか。

○藤繩政府委員 たまたまいま南青山の例を申し上げたわけでございますが、住宅公団の例で田邊

先生の御要求で提出しております資料には、船橋の夏見台、町田の鴨川、北多摩郡の滝山、船橋の習志野台、それからいま申し上げました四十五年

は高幡台、南青山、こういうものが載つております。それから、日本労働者住宅協会が建てましたものは、四十三年は東十条、四十四年もやはり

四十一条、四十一年度が新大塚と府中でございました。そこで問題は、はたして土地が得られるかといふわけでございますが、一応こういうふうに建つておることもございますが、おっしゃるように、

そう容易にさら地があるというようなことはとうてい考えられない。そこで、個人で住宅を持つといふことが、先ほど来先生御指摘のように、たいへんにむずかしいわけでございます。できればい

ろいろな方法を考える。その一つの方法といたしまして、事業主またはその団体が持ち家を建てて分譲する、あるいはさらに、この法律でうたつておりますように、事業主が相互に協力をして、で

きるだけそういう土地を確保するということに一つの希望をつないでいるわけでございます。

そこで、そういったこととやられましても、もとより中高層のものに東京近郊ではなる。その場合などくらいの通勤時間を予定するかと申せば、滝山とか府中とかいう例を考えれば想像がつくようになりますが、それは非常に長期な資金にならざるを得ないでいるわけでございます。

○山本(政)委員 そうすると、だんだんとたいへん不便になつていくということは事実ですね。これが第一点。第二番目は、庭つきではない、こういうことも事実ですね。

○山本(政)委員 それからもう一点お伺いしますけれども、加入人員が最初の年が五十万人、五十年で二百五十万人、西ドイツの方式を採用されるとすれば、皮肉な言い方をすれば、三百万人くらいになるかもわからぬ。そして五年後に二百五十万人に対して二万五千戸くらい、これしか建てられないということがますますあります。

○山本(政)委員 それでは一体、初年度は五十万人に対し一千五百戸ですよ。五年たつたら二千五百戸に

形成としてあなた方看板出して、びしっと労働者にそりうござりますが、私、少なくとも二百五十万人に対し二千五百戸、これではたして労働者の財産

か、つまり一割くらい建てられるというのだったたまだ話がわかる。しかし、「二百五十万人の人たちから金を集めておつて、そして建てた家というのは二万五千戸だ。しかもそれが五年間にです。これはちょっとぼくはそういうことでは財産形成政策の名にそむくものだと理解いたしますが、この点はどうなんでしょうか。

○藤繩政府委員 この法案で財産形成というものを定義いたしておりますが、持ち家ももとより一つの財産でござりますけれども、預貯金あるいは金銭信託、有価証券の購入、そのこと自体を財産と見ておるわけでございます。そこで問題は、現在の場合でも、預貯金等が非常に行なわれておつても、肝心の持ち家には還元されていない。それをできるだけ持ち家に還元しようというのがこのシステムでございます。

○山本(政)委員 最初私は、住宅を建てるということはたいへん困難ではないですか、そして金を借りたその償還すら不可能になるのではないか、こういう話をしたときに、西独は貯蓄と持ち家制度というものがあり、貯蓄というものを含めているのだけれども、私どもがやることは西独と違つて持ち家だ、こうあなたはおっしゃつたのです。貯蓄は除外されている。今度は逆に、あなたの方の論理は、持ち家制度もありますけれども、貯蓄といふものも考えてゐるのだ。論理の矛盾ですよ。そうじやありませんか、議論としては、あなた方はこの場合には甲だ、こう言つてはいる。ぼくが甲と言えれば乙があります。乙に對してどうだと言えば甲といふことがあります。こう言つてゐるのです。それは論理的に矛盾しているじゃありませんか。そうすると、これはときによつて変更できることですか。あなたのこの法案というものは非常に融通無碍だということですか。論理的に矛盾しているじやありませんか。その点はどうなんですか。

○山本(政)委員 だから、五年先までしか見通すことができないという意味だつたら、二百五十分人しか見通しができない、そうしてその建てる家は二万五千戸までしか見通せないということになります。現段階では五年程度までしか見通せない、その先はなかなか見通し困難であるというふうに申し上げたわけであります。

○山本(政)委員 だから、五年後までを見通しておつておつりますならば、住宅に回す余力が出てくるであろう、またその見通しは、最初お答えしましたように、現段階では五年程度までしか見通せない、その先はなかなか見通し困難であるというふうに申し上げたわけであります。

○山本(政)委員 これが第一点。第二点は、人しか見通しができない、そうしてその建てる家は二万五千戸までしか見通せないということになります。現段階では五年程度までしか見通せない、その先はなかなか見通し困難であるというふうに申し上げたわけであります。

○山本(政)委員 これが第二点。第三点は、人しか見通しができない、そうしてその建てる家は二万五千戸までしか見通せないということになります。現段階では五年程度までしか見通せない、その先はなかなか見通し困難であるというふうに申し上げたわけであります。

○山本(政)委員 これが第三点。第四点は、西ドイツは貯蓄一本やりである、わが国の場合は貯蓄をするが、それと同時に、せつかくそ

いう資金が滞留されるわけですから、それを住宅建設に回すところがユニークであると申し上げたので、貯蓄を除外するという意味で申し上げたのではないと思うのでございますけれども、それにしましても、加入人員のわりに建設される住宅の量が非常に少ないのではないかという御指摘であるうと思つておるわけでございます。

これは先ほど申し上げましたように、当初から五年後までを見通しておつりますけれども、問題は、貯蓄そのものは、この法案にもありますように、一年間は引き出さないという条件がついています。それでありますけれども、将来加入人員があえてまだ話がわかる。しかし、「二百五十万人の人たちから金を集めておつて、そして建てた家というのは二万五千戸だ。しかもそれが五年間にです。これはちょっとぼくはそういうことでは財産形成政策の名にそむくものだと理解いたしますが、この点はどうなんでしょうか。

○藤繩政府委員 先ほどお答えいたしましたのとおり、西ドイツは貯蓄一本やりである、わが国の場合は貯蓄をするが、それと同時に、せつかくそ

六

円程度貸すわけです。しかも非常に長期にわたつて貸すわけでございますのでそういう結果になるわけでございます。問題は、今後どの程度貯蓄余力が出てきて、加入人員のみならず、貯蓄の水準がどうなるか、あるいはさつき申し上げたような資金の滞留状態、あるいはその融資の条件がどうなるかによつて変動するものでございますが、五年前までの非常に固く見込みました計算では御指摘のようになります。

○山本(政)委員 だから私は、先ほどから、貯蓄は減価もしくはゼロでございますよと言つて、あなた方は肯定されたわけですよ。これから先もそういう見通しのほうが濃いのですよ。預貯金の実質利回りというものがプラスになるという可能性はいまのところ見通しが出てない。ゼロもしくはむしろマイナスになるという可能性のほうが強いわけです。これはずっとトレンドがそうなつておるのだから……。そうなると五年先は、そういう数字から推していくたら、全く暗いということになるわけじゃないですか。

も、貯蓄があふえると同時に、インフレというものが出てきているわけですよ。去年は五・七%が七・四%ですか、先日修正されたのだけれども、ことは五・八%ですか、しかしさるかにインフレというものは、確定利子貯蓄というのですか、それよりもこえてるわけでしょう。それなら見通しは決して明るくないわけなんですね。そうでしょう。そうしたら、極端な例を言いますと、五百万になつたときは、二百五十万人に対する二万五千戸ではなくて、その比率からいえばもう一ヶ所の数字が出るかわからぬけれども、仮定の数字としてははるかに少ない数字が出やすしないだろうか、そういう懸念すら実は出るわけですよ。そういう政策をあなた方がずっと貫いていいかねようとされるのだったら、これはたいへんおかしいことになるのではないか。先ほどの話じゃないですが、収奪をしておつて――収奪と言うのは悪いけれども、集めるだけ集めて、そして西ドイツ

ツではないけれども、企業の体质改善、経済の安定のためとすることに使われたら一体どうなるのだろうかということです。そうしたら、労働者の財産形成なんということはできつこないはずなんです。

○藤掘政府委員 先生がいま御指摘の物価の上昇の中でも土地なり建築費が非常に上がつておるという点で貯蓄が減価をする、あるいは貯蓄をもとにした建設資金の能力といいますか、それのが減価するだらうというのは御指摘のとおりだと思います。ただ問題は、一人当たり六万三千円と申し上げましたけれども、年々の労働者の貯蓄そのものはふえておるわけでございまして、貯蓄額に向調査で申し上げましても、三十九年に労働者一人当たり五十三万円程度の貯蓄があつたものが、四十四年には百十二万九千円になつておる。したがいまして、当時の三十九年の年間収入を五つに分けましたちょうど第三分位の平均貯蓄額四十七万円というのが、四十四年では第一・五分位の貯蓄額になつておるというようなことで、貯蓄の絶対額よからぬつですござります。ですから、そつ

辺は両方の要因があると思います。先生の御指摘の点を全然否定するつもりはございませんが、私どもは、いま先生が最後におつしやいましたように、西ドイツのように、せっかく貯蓄をしてもらそれがみんな産業資金に回ってしまうというのでは意味がない、まさにそういうことでございまして、現在の労働者の貯蓄は大部分が通常の金融機関に預けられておつて、そして産業資金に回っているわけでござりますから、今度はその貯蓄をはつきりマークいたしまして、少しでも労働者の持ち家建設に資したいというようなことを私どもはねらつておるわけでござります。

○山本(政)委員 私もあなたのおつしやることをそのまま否定しようとは思わないのです。貯蓄率は上がる、貯蓄率は上がりますけれども、一戸建の五百五百万円の単価というものは上がるのです。この上がる金額といふものは貯蓄率を上回つて上がるということは、さつき申し上げたよ

に、そのトレンドから見て当然予想されると思うのですよ。片一方が上がり、単価がそのまま据え置きでやれるならば、それはあなた方がおつしやるよう可能だと思うのです。しかし、貯蓄率が上がると一緒に一戸当たりの単価といふもの

もぐつと上がってくる。この単価の上がり方のはうがはるかに高いわけでしょう。そうすると、あなた方がお考えになつてゐる二万五千戸すら、ぼくは不可能になりますせぬかと言つてゐるのですよ。ましてや五年後の見通しといふものがなかなか方ないということになれば、これはたゞへんじやないかということです。もちろん私は、十年とか十五年とかいうことを申し上げてゐるわけじゃありませんよ。しかし、そういうことになつたら引きつこないじやないですかということを言つてゐるわけです。それが一つ。

それじゃ、貯金がある、貯金がふえるというのだつたら、自己資金といふものはどのくらいにお考えになつてゐるのでですか。当然自己資金といふものを考へてはなんですね。自己資金を抜きにしてあなた方がそりゃう二つできるといふ

うには私は思わない。その二点はどうなつてゐるのですか。

○謹繩政府委員　自己資金の点は、いま予定をいたしております計算では、融資を三百五十万円程度なされておるとこう申し上げましたので、百五十分円程度が頭金になるわけです。ただ、先ほど御説明しましたように、この融資は事業主ががきるだけ具体的な何らかの援助措置をするといふことを条件にいたしておりますので、その頭金についても事業主が融資をする、援助をするといふようなことを私どもとしては期待をいたしております。

○山本(政)委員　あなたがおっしゃったのは、それは期待でしよう。第三・五分位の人が七十何ぼとおっしゃいましたね。

○謹繩政府委員　第三・五分位の人の四十年のときの貯蓄が四十七万三千円、それが四十四年で第一・五分位で四十七万一千円……。

○山本(政)委員 そうしたら第三・五分位ではどうな
ういうことになりますか。
○藤嶋政府委員 第三・五分位で九十二万三千円
になります。

いる企業の労働者に対しまして、何らかの形で福利社施設等といたしましてやはり住宅の問題に頭を悩ましておられるというのも現実の姿です。そこで、現実にはたとえば社内預金等におきましても、実は住宅建設のための預金という形が相当ある。これを全部ここに組み入れるという趣旨ではございませんが、そういう現実の姿は、これまで現実として存在する。ただ、そういう人たちの話を聞ききいても、それがうまく総合的に結びついで、國ふあるいは地方公共団体も、そういったような自立的、労働者自身並びに事業主と一緒にになった共同的ないろいろな努力に對して、もう一つ何らかの援助措置があるならば、これが現実の住宅の建設と結びつくんだという声も現実の声としてはあるわけでございます。したがいまして、それがどこまでいま可能かとおっしゃつて數字的に洗つていきますと、いまの土地の高騰その他からいってネットが非常に大きいということではござります。

けれども、しかし一方において、そういう中でも現に各事業主の、たとえば中小企業も、協同組合がその所属の企業の従業員のための住宅建設にいろいろな形で融資を受けて——厚年から融資を受けたりしながら建てているという現状でござります。したがいまして、この制度を確立することによりまして、そういう現実の活動がさらに援助されて住宅建設に結びつくという可能性は非常にあります。期待という幻想だと言われますけれども、それを現実に結びつけて運用するならば、相当地度の実効が期し得る。ただ、お話しのように、全体的に住宅建設の基本となるような土地問題その他について、政府としても当然各般の措置を講じなければならぬことは御指摘のとおりでございますが、それと同時に、現実のいまの各事業主あるいは労働者の自主努力といふものを見ますと、それに対する何らかの援助措置を講じて、そして一つの制度を打ち立てるということは、幻想でなくして期待が持てる一つの可能性を含んでいます。うふうに思います。

○山本(政)委員 要するに、きちんとしたデータというものがさっぱり出てこないで、抽象的に持ち家を持ちたいという期待、あるいはそういう努力に対して何とかしなければならぬ、こういう話ですが、しかし、何とかしなければならぬのだった私はこれ以上貯蓄なんということをさせないで、むしろあなたの方のほうで思い切って出せるものをばんと出していく。そのほうがぼくはほんとうだと思うのですよ。社内預金でこれだけ預金をしている、家を建てるためだ、しかしそれじゃ不十分だから、もう百万でも二百万でも出しなさい、それにもう一つつける、こういうことなんでしょう。そういう意味からいえば、私はあなたの方のおつしやることのほうが実際に身がってな言い方だと思う。

それじゃちょっと聞きますけれども、ローンよりか安い、そういうもので貸したいと言っているけれども、利子は幾らにさせるつもりなんですか。

○山本(政)委員 廉価政府委員、雇用促進事業団で貸し出します場合の利子は今後具体的に決定をいたしていきたいと思いますが、ただ御承知のように類似の制度がいろいろございます。それらの制度と一応均衡をとることになると思ひますので、一応私どもは大企業七分、中小企業六分五厘というようないままでの利率を採用することになるであろうというふうに予定をいたしております。

○山本(政)委員 そうすると、ほんと変わらぬということですよ。つまり、あなた方が銀行ローンよりか安い利率だと言つたって、目の子算用で私は申し上げるのですけれども、年に三千円くらいは申し上げるのですけれども、年に三千円くらいしか違わぬということになりますか。私の目の子算用だから間違いかもわかりませんけれども、つまりあなた方が胸を張つておっしゃるほどの助けにはならぬということなんですよ。百万円に対して九分何厘でしよう、それを六分何厘にするというわけでしょう。約二%……。

○廉価政府委員 先ほど先生がおあげになりました例でも、民間の銀行ローンは十五年で九分四厘八毛という数字をおあげになりましたが、私どもの調査でも大体九分五厘、十年程度のものが多うございます。ただいま金利の点だけ申し上げましたが、貸し出し期間が非常に遅いまして、民間の銀行ローンの場合は十年あるいは長くてもざつますが、しかし、何とかしなければならぬのだった私はこれ以上貯蓄なんということをさせないで、むしろあなたの方のほうで思い切って出せるものをばんと出していく。そのほうがぼくはほんとうだと思うのですよ。社内預金でこれだけ預金をしている、家を建てるためだ、しかしそれじゃ不十分だから、もう百万でも二百万でも出しなさい、それにもう一つつける、こういうことなんでしょう。そういう意味からいえば、私はあなたの方のおつしやることのほうが実際に身がってな言い方だと思う。

○山本(政)委員 それじゃ、どうもそれ違いな議論みたいなことで残念なんですが、そうすると、

いま一番持ち家を必要としている人は四万から六万くらいの月額の給与の人だと思います。四十万から六万くらいの人が一番家がなくて困っていると思うのです。データがありますよ。その人たちに、あなた方のおつしやるようなそういうやり方で家が持たせられると思ひますか。データがありますよ。その人たちに、あなた方のおつしやるようなそういうやり方で家が持たせられぬでしよう。うなづいておられるのだから、ちゃんと書類をお持ちになっている人がうなづいているのだから、それならこの持ち家制度というのは一番必要な人に持ち家を持たせるということになるじゃありませんか。一番必要な人の四万から六万の人たちに持たせられないということになりますよ。議論からすれば、そういう財産形成というものの、つまり持ち家制度というものがあるだろうかどうか。必要な人にやらぬで、余欲のある人にはそういうことが可能だということは、これは政府の労働政策として誤りですよ。誤りでないんだたら、大臣首をお振りになるんだつたら答えてください。一番必要な四万から六万の層というのは、あなた方の論理から推しても、これは返せないです。じゃ、その人たちの対策を抜きにして財産形成といえるかどうか。

○岡部(實)政府委員 御指摘のように、この財産形成制度で考へている持ち家、住宅の建設促進は、前提といたしましてはまさに貯蓄余力があるとおりでございまして、したがいましてある程度の所得層以上でなければ、現実には貯蓄余力がないといふこともある程度あるわけです。そこで、住宅政策全体といたしましては、やはりそれがその層に見合った住宅政策をとらなければいけない。しかし現実に、これは何度も申し上げて恐縮の期間を予定しております。そういう意味ではまあ三百五十万円融資で試算をいたしましても、初回が、民間ローン十年、九・五%でございますと五万九千円、五年後で四万四千円くらいの月々の返還になりますが、この六・五%、三十年で計算いたしますと、初回が二万九千円、五年後で二万六千円という程度で、かなり大きな差が生じてます。

○山本(政)委員 それじゃ、どうもそれ違いな議論みたいなことで残念なんですが、そうすると、

の場合に金利も安くするよう、利子補給もある程度考へていくといふような制度を併用いたしまして、そういう自主努力をする人々について、少しでもその努力が援助されて実を結ぶように、この前提としては貯蓄余力のないところにそんことをやつてもしようがないじゃないか、こういうことは依然問題として残ることは私ども否定は申し上げません。それが所得水準でどのくらいになるのか、あるいはその場合に、現実にはたとえば中小企業の従業員である場合に、その協同組織がそういうものにどういう活動をしていくのか、それをさらに援助していくということもいろいろ考えられるということで、現実にはその辺の運用あるいは実効の面もあわせて考えていくべきという前提ではござりますけれども、一つの機能を十分営み得るもの、こういうふうに考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 それじゃ、この段階の質問の最後ですけれども、そうすると労働省の財産形成政策というのは、さつきの数字からずつと洗つてみると、十萬円以上で貯蓄能力があつてかつ返済能力がある人でないとつまり財産形成というものは、ややないのだ、それ以下の貯蓄の能力のない人は、これはそのままほつておく以外にないのだ、こういうふうに確認していいのですか。

○岡部(實)政府委員 この制度で貯蓄減税といふことを前提にいたしておりますので、貯蓄をみずからされないという場合は、これはこの援助制度が発動できないということがありますので、それでそういう趣旨で申したわけでございます。ただ、貯蓄余力がどのくらいあるのか、それからまた、貯蓄がたとえば少ない場合に、それを事業主がその分を補つてこの制度を活用していくということがありますれば、比較的少額の貯蓄でもそれが生かされていくということになると思いますし、運用といたしまして、いろいろ事業主の援

助その他協力ということを規定しておりますのも、そういう力を総合的に集めて現実の住宅建設と結びつけたい、こういう意図から出たわけでございます。

○山本(政委員) こういうことなんですよ、ぼくが言つているのは、つまり四万円の人でも賄賂をしているんですよ。端数を省きますが、四万円の人は二十八万円やつている。四万円から五万円の人は四十万、五万円から六万円の人は同じようになります。六万円から七万円の人は四十一万やつている。

五十五万、七万円から八万円の人は七十万円、八万円から九万円の人は七十五万、九万円から十万円の人は八十三万の貯蓄を持つてゐるわけです。貯蓄をしたいけれどもできないというのが実態なら、その人たちに対しては一体どうなるのだろううと言つてゐるのですよ。つまり、十万円以上の人

あるであろうということを考えておるわけです。しかし、相対的に、全体がどの程度この制度を活用されるかは、この制度が労働者にとって現実にいかなる魅力があるかにかかっておりますので、いまの段階において、少なくともこれを利用することは全然有利にならないということでは、この制度自体が全く活用されないということにならうかと思いますが、少なくとも、いまの労働者個々人あるいは事業主が、先ほど申しましたような、労働者のための持ち家建設のために、いろいろな現実に持ち家援助制度を実施しておる現状から見ますと、この制度をそういう事業主等においては十分活用していく余地があると思いますし、そういう制度と総合的にからみ合つてこの制度が活用されるということを期待しておるわけでございます。

をたどっているようですが、各論にちょっと
とあります。

ているのです。そうすると、国の施策というの
は、たとえば公有地の払い下げなんかを含むの
か。たとえば一円五十三銭なんという農地の問題
がありましたが、公有地のそういう払い下
げというものを持つかどうか。それから、地方

○岡部(實)政府委員 次の四条の「勤労者財産形
状」は、地域ごとの事業主の団体の結成を指導するの
が、一体どう関与しているのか、たとえ
ば、しないのか。その辺は一体どうなんでしょうか。

成政策基本方針」というところで、現在の動向あるいは今後の進め方にいろいろ方針を立ててまいるということにしておりますが、その中には、土地問題についてどういう手当てをするか。国

あるいは地方公共団体について、たとえば地方公團体で、御存じのように住宅供給公社等の活動の一つとして、宅地造成その他いろいろやっております。そういう活動とどう組み合わせていくか

かというようなことも考えていいきたい。具体的には、基本方針の中でもそれを検討しながら国はどう

基方針の中でやれやれと言つたから自分と云ふことをしていくか、地方公共団体にはどういうことを協力を求めるかということも含めてやつてまいる。そういうことで三条は、そういうことを宣言的に規定を置いたわけでござりますが、基本方針の中でこれを具體化してまいりたいと思ひます。

○岡部(實)政府委員 御詰旨は、勤労者が貯蓄をしていく場合に、金融機関をどう選ぶかということにつきましては、これはもう第一義的には勤労者の自由に属するわけでございまして、金融機関と勤労者が、いわゆる財形貯蓄契約を結ぶわけでございますから、そういうことでは勤労者が自由に選び得るということのたてまえに法律上はないつておるわけでございます。

○山本(政)委員 まあ、私の感想から言えれば、今までのお話を伺つて、この法案はどう考えて、勤労者の資産形成あるいは持ち家取得について実効のある効果というものは期待できないよう

な気がするんですね。今まで数字もあげてみましたし、それに対するお答えもいたいたけれども、どう考へても、繰り返して申すようですがれども、これでは実際の効果というものは疑わしいと思ひます。

ふうにお考えになつてありますか。私どものいまの議論のやりとりをお聞くなつて、私はこれはもうこういう法案を出すべきでないとと思うのですけれども、あなたのお考えをお聞かせ願いたい。

○野原国務大臣 けさほど來の御講論、なかなか

御熱心な御質問でございまして、とくと拝聴しておったわけでございます。しかし、勤労者がやがては自分の家を持ちたいという願望、また若いときから、まだ俸給は安いけれども、幾らかでも将来に備えて貯金をしようという旺盛な建設の気持ち、現在日本経済の成長は相当の賃金の上昇を見

ております。これからますます西欧を追い越し、あるいはアメリカに迫ろうという点を考えますときには、そうした労働者諸君の熱心な願望にこたえて、やはり労働者みずからが自主的に貿易をしよ

うといふものに対してもできる限りの援助を国としてもなすべきである。同時にまた、持ち家等を持つ場合においては、国が積極的な援助として利子補給はもとよりのこと、土地の取得に対しましても当然国がもとと大額の援助を行なう必要があると思ひます。

どうも今回の法律案では、御指摘のごとくいましてたように、必ずしも当初考えておりましたような構想がそのまま実現できませんで、その点はまことに遺憾に考えておりますが、どうも西ドイツ等におきましても、一九六一年にこの法律ができた際においては、いささか不満足なものがあつたと伺っております。その後幾たびかの改正を見ますとして今日のようなものになつたわけでござります。私は、やはり労働者の自主的な貯蓄を通じまして家を持つてもらうということの政策は、この法律が通りますと定期的なものとしてこれは大きく成長し発展をする。どうもいろいろなマイナス面やもの足らぬ面を強調されたかの御意見を承つたのであります。ものは考えようございまして、いまにわかにこれははどうこうというわけにまいりませんで、先を染みにしてこれを大きく育てるという考え方でこの法案に対処してもらいたい。もとより出発点に際しまして十分なものでないことは重々承知しております。しかしこれは、まずと、またそこに大きな力が出てまいりますから、この法案が成立をし施行されると、やがてこれが——労働者の方々にも御協力をいただき、みずから進んで御参画をいただけるという体制ができる。この法案が成立をし施行されると、やがて大きな政策目標が達成されるのではないかというふうに考えますと、いまは多少御不満をございましようけれども、この辺のところでひとつ御賛成をいただきたいものだと考えております。

なったことは、労働者の財産形成よりも企業のほうへ富が偏在したということがちゃんとここに出ていているのですよ。そういうことを考えると、いまあなたがおっしゃっている財産形成というものは決して手放しで札賃できないのです。もしこれをやるなら、先ほどの話じゃないですかれども、社会資本の投下というものをもつて思い切ってやらなければ、財産形成はどうしてできっこないということですよ。それから、予算的に見てもずいぶんずさんだという感じがいたします。そういうことを申し上げまして、私は終わります。

○**倉成委員長** 次に、田邊敬君。

○**田邊委員** 各委員からそれぞれの立場で質問がございましたので、かなり審議が深まっておると思ひますから、要約いたしまして概略的な質問をいたしたいと思います。

今回の労働者財産形成促進法案は、その手本とするところは西ドイツの財産形成政策であるといわれておりますが、その西ドイツの財産形成政策の内容について、すなわち一九五七年に第三次アーデナウアー政権のもとでこの政策が発表されて以来、貯蓄割増金法を別にいたしますならば、三次にわたる改定がなされて今日に至つておるわけですがれども、その中心的な柱は一体何であったのか、簡単でけつこうですから、お答え願いたいと思います。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

○**岡部(實)政府委員** 西ドイツにおきまでは、先生御案内のように、貯蓄割増金法によります一般貯蓄の割り増し制度、それから住宅建設割増金法によります住宅建設のための割り増し金、それをベースにいたしまして、労働者に対しましては労働者財産形成促進法によりまして、前二者の蓄割増金につきましては二〇%ないし三〇%でありますのを、労働者に対しましてはさらにその上積みとしてそれに三〇%ないし四〇%をつけ加えます

していく。住宅建設計画金につきましては二五・三五%につきましてさらに三〇%ないし四〇%というような割り増し金をつける。こういういわゆる割増金制度がこの財産形成促進の基本になる制度と考えております。

○田邊委員 あまり時間をとりたくないございませんから、多くのやりとりは省きたいたいと思いますけれども、いま局長からお話をありましたとおり、貯蓄割増法を基本といたしまして、一つには長期の据え置きの貯蓄に対して減税と、預金を交付する。それから二つ目には、国有や公有の企業の株式に対して、特に低所得者層に対して優先的な価格により分配する。それと関連して三つ目には、従業員の持ち株に対する減税、四つ目は財産形成給付に対するところの減税や社会保険の免除等、いろいろ手余曲折はありましたけれども、以上のような柱において西ドイツはこの財産形成政策を実施してきておる、こういうようにわれわれは見てとっているわけです。

そこで、実は私は概括的な質問をする前に少し沿革的なことについて質問をいたしたいのですけれども、日本におけるところの財産形成政策については、昭和三十九年、当時の石田労働大臣の際に労働者財産づくり懇談会をつくりまして、これに對応していろいろと意見を徵し、十一月に答申があつた。三十九年の十一月ごろ、労働者財産づくり懇談会によるところのこの答申の柱は、西ドイツと比較いたしまして一体どういうものだと思いますか。

○藤繩政府委員 当時財産づくり懇談会が発足いたしましたころは、財産形成といましても、わが国では何といつても当面持ち家であろうということから、持ち家の取得をいかにすれば容易にし得るかという点に重点が置かれまして、たとえば住宅貯蓄減税でありますとか、そういった点の持家取得を容易ならしめる方針を検討すべきだという点が中心になつたよう記憶いたしております。

○田邊委員 さあ、この名目で、しておられたかと聞か
ましたとおり、持ち家住宅建設に対するところの助成が柱であったことは事実ですが、しかしそれ以外にも社宅や土地の払い下げに対する助成、それから従業員の持ち株制度に対する獎勵の問題についても手をつける。最も注目すべきは、住宅用地に対する先行取得についていろいろと考えておられたと思うのです。それはそのとおりですか。

○藤繩政府委員 いま御指摘のようないろいろな点が問題にされておったと思います。

○田邊委員 そこで、しばらくこの問題はとだえておりましたが、私がいま西ドイツの問題と三十九年の答申について幾らか触れましたのは、その後いろいろな変転がありまして、今回のようなわざ最も形骸化した法律になつてあらわれてきたわけですが、そこで昨年の六月に、その次に考え方されるものとして、特に労働協約等の問題について後退した案が出されましたね。さらには八月に、やや具体的な問題について一つの案が提出されきましたと思うのであります。このあなた方が考えられた昨年の八月現在における案の中で、今回提案されたものと最も変わっている点は一体何でござりますか。

○岡部(實)政府委員 まず減税措置についてでございますが、当時の構想は、減税は税額控除を原則として適用していく、今回はいわゆる少額利子に対する非課税という制度と、それからもう一つ住宅貯蓄のほうにつきましては、税額控除でございますが、一般的の貯蓄につきましては利子等の非課税ということになりました。それからまた、当時は一定金額以下の人に對しましては、割り増し税金という一種のプレミアム制度をつけようといふことでございましたが、その制度は今回取り上げておりません。それからさらに税の問題について、は、新しく住宅を取得するものばかりでなくて、すでに住宅を取得してあるものについての、その費用をいわゆる割賦償還等で払っているもの、それも減税の対象にしようということでございまし

いて、およそ二万四千円という話があったをうですけれども、所得税の免税の問題なりあるいは割り増し金の交付の問題なり、実はこういうことが構想として打ち出されおりましたね。あるいはまた事業団についても、一番問題なのは、いま論議がずっとありました中で、土地問題、地価問題、したがって土地の先行取得についてもひとつやらうじやないか。そうしてまた、土地に対する先行投資をやったものに対して、賃貸しをする、分譲をする、こういうようなことを考えようじゃないか、こういういわば財産形成では、西ドイツが苦しみながら、実はいろいろな労働組合等の反対があつたにもかかわらず今日まできておる中の一番大きな柱といふものは、いわば労働者が昨年までいろいろと考えておつたと思うのです。これがいわば抜けておるということは、今度の法律の中でも一番大きな柱が抜けておる、一番大きな骨が抜けておる、大骨小骨が全部抜けておると言つても過言でないような形で今度の法律案が提出されておる。私は、ここにいろいろな面における疑

団は、従来ともいわゆる雇用促進住宅の建設あるいは各企業に対しまする福祉施設といたしましての住宅融資等をやっておりますので、そういう事業団のほうが仕事になじむであろうということです、実は本来的に一つの事業団をつくってやることも十分考えられるわけでござりますが、当初におきましてはそれほどの事業量もないということです、とりあえずは従来の仕事になじむ雇用促進事業団において、一つの部でもつくってそこでやることが一つの現実的な処理であろう、こういうことになつた次第でございます。

○田邊委員 私は一々こまかくお聞きしませんけれども、大臣、いまお聞きしておつておわかりのとおり、西ドイツの財産形成政策の中身についてももちろんしかりですが、当初三十九年に構想を打ち出して、財産づくり懇談会で意見が出されれたもの、あるいはつい最近は昨年の八月当時出されてきた事業団の創設なり、あるいはまた預貯金や住宅取得のための費用についての一定部分につ

問や批判が出てくるのではないかと思うのです。ですから、小さく産んで大きく育てるというのではなくて、先細りするのではないか、あるいは変形するのではないか、曲がっていくのではないか、こういう心配があることは、私は当然だと思います。この批判に対し、あなたの方は一体どう答えるのかということが、今回この問題を提起した側の大きな責任じやないかと思うのです。まさに骨抜きの法案である、こういう批判を免れることはできない、こういうふうに思つておるわけですけれども、私がいま言つたような三十九年以降の、そうしてまた昨年八月の構想から大きく後退したこの事実について、大臣、一体あなたはどうお考えになりますか。

○野原国務大臣 御指摘のとおり、当初の構想から見るとやや後退の感がございます。けれども、これは大きな飛躍をする前には一応腰をかがめることが必要でござります。むしろ将来の飛躍のための屈伸であるというようにも考え方として、これに對しては出発点に際して必ずしも万全ではなかつたが、まずまずこの辺ならばどうやらやつていけるということを考えまして、この点に落ちついたわけでござります。

○田邊委員 それは敵弾が来たから腰をかがめてよけたのではないのだ。あなたのは、大蔵省から言われたり財界から言われたものだから。そういうのは腰抜けというのです。大体そういうような形でもって出されたことに対して、われわれがなかなか賛成しがたいのは当然だらうと思うのですね。大臣、ひとつこの際、あなたはよく二枚腰でふんばつていただきまして、本当にこれはその次のクッショーンになるようなそういう状態をつくつてもらわなければならぬ責任があるわけですから、これに對して十分お考え合わせいただきたいと思うのです。

その次に、今度六億円の出資をするそうです。ね。これはどういうところから出てくるのですか。

○**岡部(實)政府委員** 六億円の中で、五億円は失業保険特別会計からございまして、あと一億円は一般会計から雇用促進事業団に出資をいたしました。

○**田邊委員** 五億円を失業保険会計から出すということですが、これは一体どこに根柢を置いて出されるわけですか。失業保険法第二十七条の二に基づいてこれを出される、こういうような解釈が成り立つわけですか。

○**住政府委員** 御指摘のように失業保険法の規定に基づきまして、福祉施設として出資をいたしたものでございます。

○**田邊委員** これは、私は失保法の改正のときもこの福祉施設という問題についてはいろいろと議論したわけですけれども、今回の場合、この失保特会から出すことについてかなり私は無理があるのじやないかと思うのです。これはあなたもそうお考えではないですか。

○**住政府委員** 失業保険特別会計からの出資につきましては、二十七条の二の規定によりまして、被保険者ないしは被保険者であった者の福祉について、いろいろな福祉施設の設置ができるようになつておりますが、この財産形成の対象となる労働者はほとんどの方が失業保険の被保険者ないしは被保険者であった者たる者、こういうように考えておりますので、その福祉施設として出資が可能である、こういうように考えておるわけでございます。

○**田邊委員** これは私は今後将来にわたつていろいろな面に適用されると思うのですが、その中には國家公務員、地方公務員、公共企業体の職員も含まれておるわけですね。ですから、私はそれらのものに対して出資をすることについては、これはかなり拝大解釈したというふうに思わなければならぬというふうに思うのですが、どうですか。

○**住政府委員** 私ども、大部分が失業保険の被保険者もしくは被保険者であった者、こういうよう

に考えております。六億全部が失業保険ではないのでございまして、一億が一般会計、こういふことでござりますので、その間のバランスと申しますか、そういう関係は特に問題はないのではないか、こういうように考えておる次第でござります。

○田邊委員 失保特会から出すのは過半かどうかということを聞いておるのであります。

た趣旨は、先ほど申し上げましたように失業保険の被保険者、こういう方々の福祉施設として出資ができる、こういふことで二十七条の二の規定に基づいて可能である、こういうふうに考えておるわけでございます。

す。法の趣旨からいって、受け入れる側も包括的
にものを判断しているから、出すほうもこれに對
して、当然失保特会というものがほんとうに適切
な意味において二十七条の二に當てはまつてある
ものかどうかについて、私はかなり無理があると
思うのです。全部が不適當だと言つてゐるのじや
ない。しかし、これはかなり拡大的な解釈を用い
なければならなかつたのじやないかと思うので
す。そういう意味ですから……。

○住政府委員　国家公務員ないしは地方公務員につきましては、別な方途でこの法律に基づく財産形成が行なわれておりますので、その関係は特に

問題はないと考えておるわけでござります。
○田邊委員 私は失業保険の持つ意味から言つて、大体福祉施設というものが設けられたときもかなり抵抗があつたことは事実なんです。ですから、そういうもののをいわばさらに拡大をする、そういう一つの素地をつくることについては、私は結構疑問に思う点が多いと思うのです。ですから、今後の運用にあたつても、そういう意見がかなりあることを踏まえてもらわなければならぬと思つておるわけです。

それから、これは言われましたことですから纏め

り返す必要はないと思うのですけれども、今度の法律の提案が、財産づくり懇談会にはからつて出されてきたわけですけれども、現在の法律規定によつて、当然ならば労働基準審議会にはかられるべき性格のものである。一応形式的に説明はした。そうですがれども、ないしは、いま問題が出されたこと失保特会との関連から言えれば、中央職業安定審議会に私ははかゝつてかかるべきものじやないかと思うのです。したがつて、私の機関であるところの財産づくり懇談会によつてその意見が出されたことをもとにした法律の提案というものは、私は手続を丁寧に正確にするとすれば、よりそういつた道があつたのではないかと思うのであります。一応今後のために念のためにお聞きしておきま
す。

○両部(實)政府委員 財産づくり懇談会では、御承知のように関係の方々多數会員としてお集まりいただきまして、私どもこういう制度はやはり関係者の総意といふか、いろんな御意見を反映して制度はつくられるべきだということで、法的な機関ではございませんが、もっぱらそういう懇談会の席を通じましていろいろ御意見を承つてきたわ
けでござります。

そこで、基準審議会の問題でございますが、基
準審議会は御承知のように労働基準法によりまして、労働基準法の改正等に関する審議会の意見を見て、聞くということになつております。これ自体は、基準法について直接何ら改正をし、あるいは変更を加えるものでございませんので、正式に意見を開くというものではありません。しかし、基準審
議会の各位もこの問題についていろいろ御关心があるということでございましたので、この法案を提出する前に一応御説明を申し上げた次第でござ
いますので、実質的にはいろいろ御意見を承る機
会は持つたというふうに考えております。

○田邊委員 金融機関の問題で一番懸念されるのは、やはり投資信託なり株式なり、本来元本の保証のないところに対しこれが適用になるとい
うこと。それから特に法律ができると、企業の側

からその取引している銀行にどうしても預貯金をしいるような形の有形無形の抑圧というものが、あつてはならないと思ふのですね。あるいは取引銀行なりから、かなり激しい勧誘の働きかけが出てくるのじゃないか。こういう誘導的なものに対して、私はやはり労働者を守つていかなければならぬというように思つておるわけですから、この労働者の任意性の確保という問題と、この取引銀行のいわば信頼度、元本を確保できるということ、こういう一つの前提、こういったものに対して一体どういうふうに指導されるか、ちょっとつけ加えてお聞きをしておきたい。

それから、もう一つついでにお聞きしておきたのは、長期の貯蓄をいたしたわけですが、途中でもつていろいろな事情の変更が起こつてきます。生活の状態が変わつてしたり、いろんな条件が起つてきますね。途中でもつて投げ出さなければならぬというような事態が起こつてくるのですね。そういう際に、実はいろんな紛争が起つります。ちだと思うのですよ。さつき山本さんは退職をした際の問題についても質問していましたが、それを含めて私は、そういった途中において事情が変わつてそれが続けられないというものに対する紛争、こういったものに対しても適切に対処するという体制がないと困るのじゃないかと思うのです。これらも、どういうような行政指導をやっていくこうとするのか。三つばかり、簡単でいいですか

○岡部(實)政府委員 まずこの財形貯蓄の対象となりますものは、六条にござりますように、金融機関と「締結した預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの」この中では特に有価証券等につきましては、御指摘のように、いかしくも資産形成として考へるに妥当なもの、したがいまして安定性のあるものということで、一般の株式等はこれを除外いたしました。投資信託だけに限つて、一般的の有価証券はこれをはずしていくという、安定性のあるものに限るということになりました。

それからなお、この賃費契約でございますが、これは勤労者がどういう形のきめられました賃費を選ふかということは、勤労者の選択にまかせる。勤労者は自分の好むところに従いまして金融機関といわゆる財形賃費契約を結ぶことになるわけでござります。ただ御指摘のように、それが賃金から控除して事業主が勤労者にかわって払い込むという気になるために、そこにいろいろな問題が起らぬいか、こういう御趣旨であろうかと思ひますが、この控除につきましては、これは基準法の二十四条の規定がそのままあるわけでございまして、したがいまして労使の協定によつて認められる場合のみ控除するという手続を踏めるわけござります。その場合に当然労働者の意向が労働組合なりその代表なりを通じて反映されるものと考えますし、そのように指導をしてまいりたい。

それから賃費の途中で切れる場合でござりますが、ここにございますように、一応現在は三年以上にわたる定期ということを前提といたしまして、さらにその場合にも一年間だけ据え置きをしておく、六条の第二項のところに預け入れ等が行なわれてから一年間は払い出し、譲渡をしてはならないということと、比較的その辺の自由な引き出しも認めつゝ一応の定期的な預貯金などいうことに考えておりますので、勤労者のほうの非常な負担になるものとは考えておらないわけでござります。

○田邊委員 それでは、概略的な質問をさらいたします。大臣に主としてお聞きをしますので、簡明にお答えをいただきたいのです。

わが国のこの財産形成に対して一番問題になるのは、一体勤労者が賃費をする能力があるかないかにかかっていると思うのですね。諸外国に比べてやはり賃金が非常に低い。こういった点から、この財産形成のための賃費をしるといいますけれども、なかなかそれができない。要は、その前提には賃金引き上げの要件が整わなければならぬというように思つています。したがつて、賃金の

政策に対する一体政府はどういう手当を講じようとするのか、これがやはり前提だらうと思うのです。したがつて現在労働者が貯蓄をやつておられるといいますけれども、実際には生活が非常に安定をしてない、あるいは子供の教育がなかなかでき得ない、老後の心配がある、病気になりやすい、いろいろな実はそういう社会保障の不備からくる、いわば自己防衛的なものが非常に多いわけであります。こういった現在の社会保障が非常におくれている、歐米に比べて三分の一にもならないようなそういう状態の中で、貯蓄をさらに奨励するような結果としてそういう措置をとろうとするのは、やはり國がやるべき社会保障といふのをいわば個人の責任でカバーショウ、こういふあいにわれわれは考えざるを得ないのであります。あなたはお伺いしておきたが、この二点に対してもういうお考え方を持つてあなたはおいでですか、お伺いしておきました。

○野原国務大臣 勤労者の財産形成を推進するためには、その源泉となる賃金の上昇が必要であることは言うまでもないことである。ところで、賃金は本来労使の自主的な話し合いによって決定されるべき性格であると考えますが、わが国の賃金水準は、経済の高度成長に伴つてこのところ著しい改善を見せております。今後とも経済の安定成長をはかり、生産性の向上につとめることによって、なお引き続き賃金水準の大幅上昇をはかり、わが国の労働者の生活水準をヨーロッパ並み、さらにはアメリカの水準に近づいていくことが望ましいと考える次第であります。この制度は、賃金水準の上昇により貯蓄余力もかなりできたと考へる段階に達しましたので、上昇する賃金がすべてそのまま消費に振り向かれるというものではなく、できるだけ立ちおくれている資産面の充実のはかられるよう、労働者が資産を保有しようとする自主的努力を奨励助長し、豊かな安定した労働者生活の実現に資したいと考えておるわけでございます。

ます。

○田邊委員 今度の制度は、当然と政府は言つております。おりまするけれども、事業主のいわば介入というのが必須的な要件になつておるのですね。ですからこれは、裏を返せば、企業の労務管理政策といふものを補完するような形にとられるおそれがあると私は思うわけです。そういったことに対してもは眞然たる施策をおとりになる気持ちはございませんね。

○田邊委員 実はこの制度は、いわゆる労働者、換言いたしますれば雇用労働者に對します特別の制度としておりますので、その対象となる労働者の財産形成をはつきりさせますために、いわば事業主が賃金から控除して、労働者にかわって貯蓄の預け入れをする、こういう制度にいたしましたので、一見事業主を通じてすべてが行なわれるというために、それが事業主のサイドに立つていろいろ運ばれるのではないかという御懸念でございますけれども、先ほどもちょっと触れましたが、その預け入れをするような場合にも、基準法二十四条の規定はそのまま適用になりますし、さらに預貯金等の通帳の管理については、やはり基準法十八条の規定をそのまま適用するといふことで、このために特に企業サイドに片寄つてこの制度が運用されるということは考えておらない。そこで具体的には、この制度を取り運びます場合には、労使の間にいろいろな話し合いがあつて、労働者の好む方向に従いまして事業主もこの制度の運用のために協力をしていくくといふことになると思いますし、またそういう方向で指導をしてまいりたいと思います。

○田邊委員 それでは、法案に関連をいたしまして、私は各委員の質問を受けて、以下十問、確認を求めていきたいと思いますので、簡単でけつこめくくりといたしたいと思うのです。

第一は、この財産形成貯蓄というのは、労働者が任意に金融機関に契約を締結することになつておりますけれども、これは事業主を通じての天引

ですか。

蓄となる危険性をはらんでいると思うのです。強制貯蓄というのは当然基準法に禁止しているところでありますから、これは事業主が労働協約を締結する、そういう立場で労働組合と十分話し合いをする、そういう労働協約締結権をもととした制度にしなければならない、こういうふうにわれわれは考えておりますけれども、この点は一体どうですか。

○野原国務大臣 財産形成貯蓄は、労働者が全く自由な意思で金融機関等と契約を締結して行なうものであります。事業主は、労働者が金融機関等と締結した契約の履行のためのサービスとして、労働者の委託を受けて賃金から控除して、かわつて払い込むすぎないものであります。したがいまして、この制度を利用するかどうかは全く労働者の任意にゆだねられておる、強制貯蓄には当たらないと考えております。

「言うまでもないことがありますが、事業主が労働契約に付随して貯蓄の契約をさせることは、労働基準法第十八条第一項の規定により禁止されております。また労働者が自由な意思で行なつた場合でも、事業主がその委託を受けて預金の受け入れすなわち社内預金を行ない、または労働者の通帳を保管するなどの場合は、労働基準法第十八条第二項の規定によつて、労使協定を締結し、労働基準監督署長に届け出なければならないことになつております。また労働者は、社内預金は対象としておりません。また預金通帳は事業主が保管することのないよう指導してまいります。

○田邊委員 第二問にお聞きをしておきましょうかね、第一問を簡単にお聞きをしますから。

天引きというのは基準法上一応禁止をされておるわけです。したがつて、これは問題じゃないかと思つていますけれども、どういう措置をおとりになるか。局長いいですか……。

○田邊委員 賃金から控除しますのは、具体的には労働者が各金融機関と財形貯蓄契約を結びました場合に、それに基づいて使用者側が貯金を支払う場合に控除して、労働者にかわつて金融機関に預け入れをする、その場合に基準法二十四条の手続が必要でございますので、労使協定等によってその控除をし得る協定を結び、その協定によりまして控除をしていくことになるうございます。

○田邊委員 総理府の人事局長にお聞きをします。

この制度は、労働者の貯蓄を出発点としてやつてあるわけですが、したがつて、この貯蓄を原資としているわけですが、この意向を十分反映できるような措置が必要でありますけれども、こういうふうに思つておるわけですね。こういうふうに思つておるわけですね。

○田邊委員 第一問に予定しましたのは、第一問で一応趣旨はわかりますから省略まして、第二問

も、そういう考え方沿つた具体的措置をおとりになる用意がござりますね。

○野原国務大臣 この法案の第十四条では、労働省に労働者財産形成審議会を置き、労働者の財産形成に関する重要事項を調査審議することとしております。その構成は労働者を代表する者、事業主を代表する者及び学識経験者の三者で組織することになります。労働者の財産形成に関する重要な事項のうちには、この法案に規定する具体的制度、すなわち労働者財産形成貯蓄及び雇用促進事業団による持ち家融資の管理、運用を含めて、制度の実施と改正に関する基本的な事項は当然含まれているものであります。労働者の意向はこの審議会の審議を通じて反映されることになります。

うに措置をしてもらいたいという要望が非常に強いわけですが、そのためには共済組合の施行規則の中の勘定科目に出资金の項目を、労働金庫なりあ

るいはその他なりといふもの設ける必要が当然私は出でくると思うのです。いろんな性格論やその他ございましょうけれども、私はやはりこういう措置がとられてしかるべきではないかと思うのですが、あなたはいかがお考えですか。

○宮崎(清)政府委員 この法律におきまして、公務員に関しては若干の特例を設けておりますことはもう御承知のとおりだと思います。公務員の持ち家として分譲住宅の建設及び分譲につきましては、本法の十五条の規定によりまして、雇用促進事業団を経ることなく直接に共済組合等が労働者財産形成貯蓄契約を締結いたしました金融機関等から資金を調達いたしまして、これで持ち家をつくる、こういうことだと思います。この場合に、ただいま御質問がございました共済組合等が労働金庫から分譲住宅の資金を借り入れることができない、一定の制約があるということは御指摘のとおりでございまして、この点につきましては、今後この法律によります財産形成貯蓄契約の具体的な運営状況等を勘案いたしまして検討をしてまいりたい、このように考えております。

○田邊委員 私は、総理府はそういう立場でもつて対処されることの一応常識的にはわかるわけですね。あたは政府部内を取りまとめをされるとおりでございまして、この点につきましては、労働省が主體で出された法律なんですから、いまの御答弁ではいささか私どもは当を得ていないと実は思つておるわけですから、労働大臣はこれに對して一つのお考えをお持ちだらうと思うのですね。あなたは政府部内を取りまとめをされるところのどういうお考えをお持ちか、あなたの決考え方を持ってもらいたいと思うのです。これは労働省が主體で出された法律なんですから、いまの御答弁ではいささか私どもは当を得ていないと

ようあります。

○野原国務大臣 いろいろむずかしい問題もある

ようであります。実現に向かって最善の努力をいたしたいと考えております。

○田邊委員 もう一つ人事局長にお聞きしたいのは、公務員の持ち家として分譲する住宅の建設なり分譲については共済組合などが自分みずから行なうということになりますが、私はこれにいろいろと意見があると思うのです。大いにやれといふ意見もありましようし、そこまで手を出すのはどうか、あるいは事務的ななかな調整わねじやないか、利子の問題もある、いろいろ問題がありまして、意見が多様だらうと思うのです。したがつて、もちはもち屋といいましようか、そいつたところにまかせたらどうかという意見もかなりあるわけです。したがつて、共済組合もやれるが、勤労者住宅協会も公務員についてやれるという形をとつたほうがやはりいいのじやないかと思う。そういう意味合いで、勤住協といわれるものに對して共済組合が委託をすることが可能のような道を開いておく必要はあるのじやないかと思うのですけれども、いかがですか。

○宮崎(清)政府委員 ただいまの御質問は、公務員の分譲住宅の建設、分譲につきまして共済組合がそれをどのように具体的に行なっていくかという御質問であろうかと存するわけでござりますが、この点につきましては今後共済組合連合会等とも十分協議いたし、さらに関係方面とも協議いたしまして検討いたしたいと考えております。

なお、具体的な分譲住宅の建設あるいは分譲のやり方につきましては、必要とあればこれを法的機関に委託するというようなことも含めまして検討いたしたい、このように考えております。

○田邊委員 大臣はさらに積極的な御意向をお持ちでありますならば、ひとつ表明していただきたいと思います。

○野原国務大臣 関係方面と十分協議しまして、実現に努力したいと考えております。

○田邊委員 さらに公務員については、この財産形成貯蓄を行なう場合に賃金控除というのが民間と違うわけです。二十四条協定と違うわけであります、やはりこの趣旨からいましても、強制的な貯蓄にならぬためにも職員団体等と十分話し合ひをして、その運営の適正化をはかることが必要ではないかというふうにわれわれは考えておるわけですけれども、いかがですか。

○宮崎(清)政府委員 ただいま御指摘の公務員の財産形成貯蓄に関する預け入れ金額の控除措置でございますが、この法律の趣旨にのつとりまして、当該職員の意向も十分に参酌いたすとともに、他方、国または公共団体の場合には給与の支給事務上の問題もいろいろございますので、これらを勘案いたしまして、適正に運営いたすように努力いたしたいと思います。

○田邊委員 それでは次にまいりましょう。

この公務員問題についてもう一つの問題は、民間に對しては雇用促進事業団が低利の融資を行なうことによって利子補給の措置が講じられていますけれども、公務員についてはこれと均衡をはかる意味において一体どういう措置をおどりになるお考えですか。

○宮崎(清)政府委員 先ほども御説明申し上げましたように、公務員につきましてはこの法律によります分譲住宅の建設及び分譲は共済組合及び連合会に行なわせることにいたしております。ところで、公務員につきましては、もうすでに御承知と存しますが、民間の勤労者といろいろ仕組みが違っておりますので、四十六年度につきましては特別な措置は講じおりません。しかしながら、もちろん民間の場合に比べまして、民間の勤労者より不利益な取り扱いをいたすことはできないわけでございまして、この点は今後民間とのバランスを考慮いたしまして十分に配慮いたしてまいりたい、このように考えております。

○田邊委員 第十問は、この預貯金に対しては、当面は三分の一の協力を金融機関に求めているわけですが、これも貯蓄の状態がさらに改善され、進展をいたしていきますならば、この三分の一という度合いも当然引き上げられる、私は政府の考え方もそのとおりだらうと思っておるわけですが、念のために、この協力についてお聞きでござります。

○田邊委員 第十問は、この預貯金に対しては、当面は三分の一の協力を金融機関に求めているわけですが、これも貯蓄の状態がさらに改善され、進展をいたしていきますならば、この三分の一という度合いも当然引き上げられる、私は政府の考え方もそのとおりだらうと思っておるわけですが、念のために、この協力についてお聞きでござります。

○田邊委員 それで、この雇用促進住宅の管理については、たとえば中高年齢者福祉協会のようないわば寄生虫的な団体が存在することは、これはきわめて不明朗なことであると私どもは考えておるのでありますけれども、この改善について労働大臣の所見を承りたい。

○野原国務大臣 財團法人中高年齢者福祉協会を含めまして、事業団の組織全体について抜本的再検討を加え、整理統合を含め、所要の刷新措置を行なう考えでございます。

○田邊委員 第三問は、昭和四十年當時のことであり民間との均衡の問題あるいはまた今後の事業運営の適正化をはかることや、あるいはまた民間労働者に比べて公務員が強制的な貯蓄にわたらないものがあるけれども、最低限三分の一は少なくとも当初から還流をしたい。そこで、なお今

て一体どういうふうな対処のしかたをするか、総括的にあなたのはうからお聞きしておきます。

○野原国務大臣 御指摘のとおりいろいろ問題があると存しますが、御指摘のよくな点につきましては、いろいろな計算のしかたもあろうかと思いますが、できるだけよい労働者の持ち家住宅の原資として使えるように考えてまいりたいと思つております。

○田邊委員 そこで、今度の貯蓄の場合は百万円まで、いわば利子について税をかけない、こういう形になつておりますけれども、これはそのまま当然進むべきものじやないのですね。これはまた、私は、大臣の御承知のとおり、最初の出発ですからだんだん充実させていくという形になります。

○田邊委員 さて、私は、当委員会においてもこの労働者財産形成促進法案の審議の過程で質問のございました雇用促進事業団に関する問題について、この際四点について確認を求めておきました。

第一は、先般來の本委員会の審議において、土地の取得等をめぐる雇用促進事業団の事業の執行に對して、国民の疑惑を招くような不當な取り扱いがあることが明らかになりましたけれども、労働大臣は事業団の今後の運営についてどのように改善をしていくお考えでありますか、あなたの明確なお考えをお伺いいたしたいと思います。

○野原国務大臣 雇用促進事業団の今後の運営につきましては、姿勢を正し、再び世間の疑惑を招くことのないよう具体的な改善措置を講ずる考え方でございます。

○田邊委員 第十問は、この預貯金に対しては、当面は三分の一の協力を金融機関に求めているわけですが、これも貯蓄の状態がさらに改善され、進展をいたしていきますならば、この三分の一という度合いも当然引き上げられる、私は政府の考え方もそのとおりだらうと思っておるわけですが、念のために、この協力についてお聞きでござります。

○田邊委員 それで、この雇用促進住宅の管理については、たとえば中高年齢者福祉協会のようないわば寄生虫的な団体が存在することは、これはきわめて不明朗なことであると私どもは考えておるのでありますけれども、この改善について労働大臣の所見を承りたい。

○野原国務大臣 財團法人中高年齢者福祉協会を含めまして、事業団の組織全体について抜本的再検討を加え、整理統合を含め、所要の刷新措置を行なう考えでございます。

○田邊委員 第三問は、昭和四十年當時のことであり民間との均衡の問題あるいはまた今後の事業運営について国民の疑惑を招いた責任はきわめて重大だらうと思うのです。したがつて、労働大臣はこれらの事業に関する「一体どういうふうな責任

をお考えであるか、あなたの所見を承りたい。

考えております。

しかも、今日、賃金、物価の悪循環を口実にして所得政策云々を取り上げておられまするが、われわれはこういう考え方については遺憾であり、またその時期でないことを強く警告したいと思っております。

特に、この法律が将来その目的を達成するためには、特に持ち家政策等に関連して、土地の問題あるいは物価の安定——土地政策、物価政策がその基本であることを強く申し上げたいと思っております。

ことにこの法律は、西ドイツの財産形成促進法にその範をとつておるのでありまするが、西ドイツにおける今日までの制度を振り返ってみますならば、貯蓄割増金法、住宅建設割増金法あるいは自己資金による増資及び自己株式の勤労者に対する譲渡に関する税法上の特別措置に関する法律あるいは国民株式の発行、そして先ほど来問題となつておりまする勤労者財産形成促進法、一九六一年に制定され、一九六五年に大改正になり、さらにもとこの制度が発足いたしておりますが、われわれは西ドイツの先例を学ぶならば、もつとこれらの大筋な制度について、政府が即刻、日本の社会経済情勢に即して取り入れるべきは取り入れて、この法律を土台にして、さらに勤労者財産形成のために大きな前進をはかられるよう強く希望申し上げまして、私の賛成の討論を終わることにいたします。(拍手)

○倉成委員長 次に、寺前謙君。
○寺前委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつています勤労者財産形成促進法案に反対をいたします。
第一の理由は、勤労者財産形成貯蓄契約制度により、労働者によつて積み立てられた預金は、実にその三分の一が金融機関によつて運用される計画となっており、労働者はみずからの預金のわずか三分の一しか使えないことにされようとしているからであります。すなわち、この制度は勤労者

の貯蓄により大銀行など金融機関がその利益の大部分を受けるもので、最近の物価高などから考えると、勤労者の利益になるところは、この法律ではどこにあるといえるのでしょうか。

第二の理由は、分譲住宅の建設に関する仕組みが民間と公務員の二本立てに分離される結果となりました。同時に、この制度のもとにおいては、労働者の自主的な金融福祉機関としての労働金庫は、公務員労働者に利用できないものとなりました。

さらに、政府がこの制度の優遇措置として四十六年度予算に計上した失業保険会計からの出資金は、民間労働者に対しても実施されるものであり、公企体公務員労働者に対する優遇措置の準備が何ら明らかにされていません。失業保険会計をこのように使うこと自身問題ですが、こうしたことは民間労働者と公務員労働者の差別的な措置であります。また、公務員労働者の差別的な措置でないことは、四十七年一月から発足される制度として、この法案が適正であるかどうかについて重大な問題点を持つものであります。

第三に、事業主による賃金からの天引き控除を公然と導入しようとすることは、労働者の労働条件の最低基準をきめている労働基準法による賃金の全額支払いの原則に反するばかりか、労働者の自由意思を踏みにじり、資本家による労働者支配の強化に使われる結果となる可能性を多く持つからであります。

以上、私は勤労者財産形成的名のもとに、金融機関に奉仕する結果となるこの法案に強く反対する意思を表明するものであります。なお、附帯決議案は、この法律の基本的構想を変えるものでない点を考えるならば、若干の改善方向を示したからといって、支持するわけにいかず、棄権をしたいと思います。

終わります。

○倉成委員長 これにて討論は終局いたしました。勤労者財産形成促進法案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

一 合同運用信託及び有価証券の範囲は、資産としての安全性を十分考慮して定めること。

一 雇用促進事業団が行なう勤労者分譲住宅の建設資金の貸付けについては、その貸付け条

件をつとめて長期、低利なものとすること。

一 本制度が中小企業における勤労者の持家建設に役立つよう、その運用において特段の配慮を加えること。

一 雇用促進事業団の資金の調達については、その貸付け条件をつとめて長期、低利なものとするこ

とで、その趣旨の説明を求めます。伊東正義君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畠金光君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。

○伊東委員

私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま

す。

勤労者財産形成促進法案に対する附帯決議

政府は、勤労者財産形成促進制度の創設にあたり、特に次の事項について配慮し、今後引き続き本制度の整備充実に努力すべきである。

一 勤労者財産形成制度全般については、さら

に積極的な改善に努めること。

一 勤労者の持家建設の推進にあたり、適切な宅地の供給及び合理的な地価の形成等の土地

対策及び物価対策が基礎的条件をなすことに

かんがみ、これらの施策についても早急に検討すること。

一 勤労者の財産形成業務を担当する部門は、他の部門から独立した組織として、

一 事業主による賃金からの控除及び預入等の代行に伴い、取扱金融機関の選択については、勤労者の意に反することのないよう配慮すること。

○倉成委員長

起立総員。

よつて、本案について

は、伊東正義君外三名提出の動議のことく附帯決議を付することに決しました。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 おはかりいたしました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

となつたと認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることができる。
 (労働協約に基づく産業別最低賃金の効力の存続)

第十二条 第九条に規定する最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

(公示及び発効)
 第十三条 中央最低賃金委員会は、第三条又は第七条の規定による最低賃金額の決定又は改正の決定をした場合において、第八条第二項の規定による労働大臣の再審議の申出がなかつたとき、又は同条第三項の規定による最低賃金額の決定又は改正の決定をしたときは、直ちにこれを公示しなければならない。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九条又は第十一條の規定による最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をしたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該決定した事項を公示しなければならない。

3 第三条、第七条若しくは第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定又は第九条若しくは第十一條の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日(第九条又は第十一條の規定による最低賃金の決定又は改正の決定の場合において、公示の日から起算して一箇月を経過した日があるときは、その日)から、同条の規定による最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低賃金委員会)

第十四条 労働省に、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行なうため、使用者を代表する委員(以下「使用者委員」という)、

労働者を代表する委員(以下「労働者委員」という)及び公益を代表する委員(以下「公益委員」という)をもつて組織する最低賃金委員会及び

2 最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会とする。

3 地方最低賃金委員会は各都道府県に置き、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 中央最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十五人並びに公益委員五人をもつて組織し、地方最低賃金委員会は、使用者委員及び

労働者委員各十人並びに公益委員三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、使用者の団体が政令の定めるところにより推薦した者について、労働者委員は、労働組合が政令の定めるところにより推薦した者について、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

6 最低賃金委員会の委員は、非常勤とする。

7 最低賃金委員会に会長を置く。

8 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

9 会長は、最低賃金委員会の会務を総理する。

10 最低賃金委員会に事務局を置く。

11 この法律に規定するもののほか、最低賃金委員会に関して必要な事項は、政令で定める。(会議)

第十五条 最低賃金委員会の会議は、会長が招集する。

2 最低賃金委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 第三条、第七条又は第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定並びに第九条の規定による最低賃金の決定、改正の決定及び廃止の決定は、出席委員の全員の一一致で決する。

(最低賃金法の廃止)

第十四条 労働省に、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行なうため、使用者を代表する委員(以下「使用者委員」という)、

4 前項に規定する決定をするに当たつては、まず使用者委員と労働者委員とがその協議を尽くし、公益委員は両者の意見に十分な考慮を払いながら適正な決定に到達するよう努めるものとする。

第五十六条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金の規定の定めるところにより、六箇月に一回、必要生計費及び一般賃金水準に関する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

(必要生計費等の調査及び公表)

第十七条 第九条及び第十一條に規定する中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会の権限は、二以上の地方最低賃金委員会の管轄区域にわたる事業及び一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事業で中央最低賃金委員会が全国的に関連があると認めて中央最低賃金委員会規則の定めるところにより指定するものについては、中央最低賃金委員会が行ない、一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事業(中央最低賃金委員会の権限に属する事業を除く)については、当該地方最低賃金委員会が行なう。

(規則制定権)

第十八条 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、最低賃金委員会が行なう手続その他事務処理に関し必要な事項について、中央最低賃金委員会規則を定めることができる。

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 所定労働時間の特に短い者について、行政官署の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に関しては、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)

第二十九条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応じて合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第十三条 第二十九条第一号中「第二十二條第二項」の下に「第二十八條第一項」を加える。

第百四十四条中「第二十六條」の下に「第二十八條第一項」を加える。

第百十九条第一号中「第二十二條第二項」の下に「第二十八條第一項」を加える。

第百二十条第一号中「第二十七條」を「第二

3 労働基準法の一部改正する。

第十三条前段中「この法律」の下に「最低賃金法(昭和四十六年法律第百号)」を含む。

十条、百十一条及び百十三条において同

じ」を加える。

第二十七条 削除

第二十八条 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、最低賃金法第九条の規定による最低賃金に別段の定めがある場合を除き、次の場合においては、この限りでない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低位な者について、行政官署の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 所定労働時間の特に短い者について、行政官署の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に関しては、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)

第二十九条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応じて合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第十三条 第二十九条第一号中「第二十二條第二項」の下に「第二十八條第一項」を加える。

第百四十四条中「第二十六條」の下に「第二十八條第一項」を加える。

第百十九条第一号中「第二十二條第二項」の下に「第二十八條第一項」を加える。

第百二十条第一号中「第二十七條」を「第二

(労働基準法の一部改正)

個の最低賃金制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約八億三千万円の見込みである。

○田邊議員 私は提案者を代表いたしまして、ただいま議題となりました最低賃金法案につきまして、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

申すまでもなく最低賃金制は、制度ができて初めてのころは、欧米資本主義諸国で、極度に窮乏化した一部の極貧層の労働者救済のための社会政策として、また資本家の側からは、産業平和や社会緊張緩和のための手段として採用されてきたのであります。しかし第二次大戦後においては、最低賃金制は労働者の最低生活保障のための統一要求として掲げられるようになっております。

本来、最低賃金制の目的は、労働者の最低生活水準を保障することとあります。現在労働者の最低生活費はほぼ全国同水準となっております。また学卒労働者の初任給水準も労働市場の需給状況を反映して格差は縮小しつつあります。

また最低賃金水準については産業別、規模別の格差も縮小しつつあり、このような現状のもとでは原則的には全国全産業一律の最低賃金が設定されなければなりません。

今日わが国の経済情勢を見ますとき、国民総生産は自由主義諸国第一位の地位を占めるに至っています。

しかるに国民一人当たりの所得は、国連統計によれば世界第十九位で中南米諸国並みの状態であります。すなわち、今日なお月二万円以下の低賃金労働者が膨大に存在し、このほか低い工賃のまま放置されている家内労働者は二百万世帯にも及んでいるのであります。

こうした著しい生産と所得の不均衡を是正し、健康で文化的な労働者の生活を維持するに足る賃

金を法的に保障することこそ最低賃金法の使命でなければなりません。

すでに現行法実施以来十年余になりますが、現

在、中小企業労働者千三百万人のうち、八〇%は

金労働者の存在が、他の労働者の賃金にも悪影響を与え、今日のわが國労働者の生活を常に不安に

おとしれているのみならず、法的最低賃金は、

さらに米価の生産費に含まれる労働力の費用の基

礎ともなり、農民の所得水準をも規制しているの

であります。さらに生活保護基準、失業保険の最

低額、失対賃金、国民年金とも関連、低い国民生

活水準のおもしとなっているのであります。まさ

に国民総生産第一位を誇るわが国の見せかけの繁

榮を物語っていると申せましょう。現行最低法で

は最低賃金制度本来の役割を十分果たし得ないの

はここに明らかであらうかと思ひます。

今日、雇用情勢は逼迫の度を加え、人手不足の

傾向は深まり、今後の企業の深刻な問題は労働力

不足にあるとさえいわれています。いまや低賃金

によって国際競争に立ち向かう時代は過ぎ去りま

した。

今後のわが国経済は、先進国の名にふさわしい

高度の技術によってその発展を期すべきであり、

それは労働者の最低生活水準を保障することに

よつてのみ可能であります。

いまこそ真の最低賃金制を確立することは国家

の急務であります。中小企業の上に大企業がそび

え立っている経済の二重構造を解消する方向もこ

れをおいてはありません。

以下法案の内容について御説明申し上げます。

まず第一に、最低賃金の適用方式は全国一律制

にいたしたのであります。このことは特にわが国

のよう、産業別、業種別、地域別の賃金格差が

いまだに存在し、低賃金労働者が多数存在することでは、それの最低賃金を定めること

は最低賃金制度の効果を半減せしめるからであり

ます。

労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)の一

部を次のように改正する。

目次中「第四章 労働時間、休憩、休日及び年

始業終業時間、休日及び年次有給休暇」を改める。

第四章の章名中「休憩」の下に「休息、始業終

業時間」を加える。

第三十二条第一項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第二項を次のように改める。

坑内労働その他命令で定める健康上有害

業務に従事する労働者については、前項の労

働時間は、命令で定めるところにより、一日に

ついて七時間以内、一週間にについて三十五時間

以内の時間とする。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数を

組織する労働組合がある場合においてはその労

働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が

ない場合においては労働者の過半数を代表する

者との書面による協定により、四週間を平均し

一週間の労働時間が四十時間(前項の労働者に

ついては、同項の命令で定める一週間にについて

の労働時間)をこえない定めをし、これを行政

官庁に届け出た場合は、前一項の規定

にかかるらず、その協定で定めるところによつ

て、特定の日において八時間(前項の労働者に

ついては、同項の命令で定める一日についての

労働時間)又は特定の週において四十時間(前

項の労働者については、同項の命令で定める一

週間にについての労働時間)をこえて、労働させ

ることができる。ただし、一日においてこえて

労働させることができる時間は、一時間とす

る。

使用者は、前項の規定によつて労働時間を延

長し、又は休日に労働させた場合においては、

命令で定めるところにより、その後にその時間

に相当する休憩又は休日を与えないばならな

い。

第三十四条第二項中「一せいに」を「一せいに、

かつ、四十五分は分割しないで」に改め、同条に

次の二項を加える。

第八条第四号、第五号及び第八号から第十七

号までの事業で、公衆の不便を避けるために必

要なものその他特殊の必要があるものについて

は、その必要避くべからざる限度で、前二項の休憩に関する規定について、命令で別段の定めをすることができる。

前項の規定による別段の定めは、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ。第三十四条の次に次の二条を加える。

(休息)

第三十四条の二 使用者は、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務に従事する労働者に対し、命令で定めるところにより、労働時間中に一定時間の休息時間を与えなければならない。

第三十四条の三 使用者は、労働者の一日における始業時刻から終業時刻までの時間について、労働時間(始業終業時間)は、その時間労働したものとみなす。

第三十四条の三 使用者は、労働者の一日における始業時刻から終業時刻までの時間について、労働時間(始業終業時間)は、その時間労働したものとみなす。ただし、当該労働者のその日における労働時間以外の時間が一時間(第六十六条の育児時間を除く)をこえないよう定めなければならない。

ただし、第三十三条第一項の規定によつて、労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合は、この限りでない。

第三十五条第一項中「一回の休日を」を「連続した二日の休日を」に改め、同項に次たただし書を加える。

第三十五条第二項を次のよう改める。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、前項本文の規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて、休日を連続しないで与え、又は四週間を通じ八日以上の休日を与えるときは特定の週において

与える休日を一日とすることができる。

第三十六条本文中「若しくは第四十条」を削り、同条ただし書きを次のように改める。

ただし、労働時間の延長は、一日について一時間(第三十一條第二項の労働者については一時間)、四週間にについて二十時間(同条同項の労働者については十時間)をこえてはならず、休日の労働は、四週間にについて一日をこえてはならない。

第三十六条に次の二条を加える。

前項に規定する協定は、三箇月をこえて定めではなくない。

第三十七条第一項中「その時間又はその日の労働については通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率」を「その時間の労働については通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上」の率、その日の労働については通常の労働日の賃金の計算額の十割以上の率」に改め、同条第一項の次二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定は、使用者が国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する国民の祝日(第三十五条の休日に当たる場合を除く)に労働させた場合においては、その日を除く。この限りでない。

第三十五条第一項中「一回の休日を」を「連続した二日の休日を」に改め、同項に次たただし書を加える。

第三十五条第二項を次のよう改める。

第六十条第一項中「第三十二條第二項、第三十六条及び第四十条を、第三十二条第三項、第三十四条第四項及び第五項並びに第三十六条に改め、同条第二項中「四十時間」を「三十五時間」に改め、同条第三項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第三項中「九時間」を「九時間」に改める。

第六十一条中「一日について二時間」を削る。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第六十一条第一項中「第三十四条、第三十五条」を「第三十三条第二項、第三十四条第一項から第三項まで、第三十五条第一項」に、「第三十六条」を「第三十六条第一項」とし、「第三十六条」を「第三十六条第一項ただし書」に、「第六十一条」を「第六十三条」を「第六十二条」から第六十三条まで、「第七十二条」第七十五条乃至第七十七条を「第七十二条」第七十五条から第七十七条までに改め、同条第五項を削る。

使用者は、雇い入れた日から起算して六箇月間継続勤務した労働者に対しては、当該六箇月を経過した日の属する年(同日以後のその年内の期間が三箇月に満たないときは、同日以後三箇月以内)において、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えるなければならない。

使用者は、雇い入れた日から起算して一箇年間継続勤務した労働者に対する年毎(当該一箇年を経過した日の属する年においては、同日以後のその年内の期間が三箇月に満たないときは、

同日以後三箇月以内において)、継続し、又は分割した二十労働日(前項の規定の適用を受け

る労働者に対する年においては、当該一箇月を経過した日の属する年においては、同項の規定による有給休暇のほか、十労働日)の有給休暇を与えるなければならない。

第四十条 削除

第四十一条各号列記以外の部分中「労働者」を「労働者で使用者が行政官庁の許可を受けた者」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 監視又は継続的労働であつて軽易なものに従事する者

第四十一条各号列記以外の部分中「労働者」を「労働者で使用者が行政官庁の許可を受けた者」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 監視又は継続的労働であつて軽易のものに従事する者

から施行する。

(経過規定)

2 改正後の労働基準法第三十五条第一項ただし書き及び第四十一条に規定する行政官庁の許可並びに改正後の同法第三十二条第三項、第三十五条第二項及び第三十六条第一項に規定する届出は、この法律の施行前ににおいてもすることができる。

3 この法律の施行の際満十三歳以上である者による命令により与えなければならない休憩又は休日、改正前の同法第三十七条の規定によりした許可とみなす。

4 改正前の労働基準法第三十三条第二項の規定について改正前の労働基準法第五十六条第二項の規定によりした許可は、改正後の同項の規定によりした許可とみなす。

5 改正前の労働基準法第三十七条又は第三十九条第四項(前項の規定により与えなければならない休憩又は休日、改正前の同法第三十七条の規定により支払わなければならない割増賃金及び改正前の同法第三十九条第一項若しくは第二項又は第七十二条の規定により与えなければならない有給休暇については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この法律案は、この法律案を提出する理由である。

理由

労働者の健康の維持増進及び生活の向上に資するため、週休二日制の採用、労働時間の短縮その他労働条件の基準の改善を図る必要がある。これ

〇川俣議員 私は提案者を代表しまして、労働基準法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

今日、労働基準法に定められた労働者の権利の

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日

確保、及び労働者保護について、さまざまの問題点が指摘されています。

その一つは、労働基準法が施行されてから二十四年が経過しましたが、いまだに、現実問題として労働基準法の恩恵を受けていない労働者があるということです。もとより、法そのものは原則的に全労働者に適用されているには違いありませんが、企業が基準法に違反して労働を行なわせている場合でもこれをチエックする行政能力がないことがその原因となつていています。

ちなみに、労働基準監督官は全国で一千七百名余りであります。この数は昭和二十年代と大差のない数であります。この間に事業所数は十倍以上に増加し、今日では一事業所の監督は十年に一度しかできないということが実情なのであります。特に、事業所の大半を占める中小企業に雇用されている労働者は、今日労働基準法の恩恵から置き去りにされているといわなければなりません。

次に、基準法の規定が必ずしも労働者の実態にあつた保護を実現していない面があります。中でも労働環境が激変している現状を考えると、労働時間、休息、休暇に関しては、現行規定では労働者の健康を守り得ないと思うのであります。御承知のとおり、各企業では機械化がたいへん進んでいます。自動車産業では五十秒で一台の割合で乗用車が生産されますが、この一例だけを見ましても生産設備の大型化、スピードアップがいかに進んでいるかがおわかりかと思ひます。このような職場で働く労働者は、極度の緊張に長時間さらされるわけで、その結果、疲労の累積が健康を著しく害しているのであります。国民生活白書は近年、神経系の障害を訴える者が増加しているのも、このような職場環境と無関係ではないと指摘しております。

本来ならば、人間の生命、健康を第一義的に考えてまいりますと、健康の障害になるような生産形態は社会からなくすべきなのであります。直ちにそのような形での解決は困難でありますから、労働者に十分休養を与える形で健康を守つて、労働者保護につけて、さまざまの問題

いくのが政府の責任であると思うのであります。労働基準法はこのほかにもまだ改正すべき点があるのであります。当面、労働時間の短縮はあるのであります。そこで、労働時間の短縮は緊急を要する問題といわなければなりません。

提案の理由は以上のとおりであります。次に法案の概要について御説明いたします。

第一に、労働時間は一日八時間、一週四十時間をこえてはならないことといたしました。

第二に、始業時間、休憩時間、終業時間は日常生活に支障のない形で定めなければならないことといたしました。

第三に、深夜労働、休日労働、時間外労働に対する割り増し賃金の割り増し率を大幅に引き上げることといたしました。

第四に、年次有給休暇の日数をふやし、連続して休暇がそれのように改めることといたしました。何とぞ慎重審議の上、御賛同されるようお願いいたします。

O 倉成委員長 次に、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。労働大臣野原正勝君。

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案
中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法
（目的）
第一条 この法律は、中高年齢者等に係る雇用及び失業の状況にかんがみ、これらの者がその能

力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「中高年齢者」とは、労働省令で定める年齢以上の者をいう。

この法律において「中高年齢失業者等」とは、労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な労働省令で定める失業者をいう。

この法律において「特定地域」とは、中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として労働大臣が指定する地域をいう。

（船員に対する適用除外）
第三条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

（第二章 中高年齢者に対する特別措置）
（適職の研究等）
第四条 労働大臣は、中高年齢者の能力に適合した職業、中高年齢者の労働能力の開発方法その他中高年齢者の雇用の促進に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

（求人者等に対する指導及び援助）
第五条 公共職業安定所は、中高年齢者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するものとする。

第六条 公共職業安定所は、中高年齢者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するものとする。

第七条 労働大臣は、中高年齢者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満である事業主が、中高年齢者でないことを条件とする当該職種に係る求人の申込みをした場合には、これを受理しないことができる。

（雇入れの要請）
第八条 公共職業安定所は、常時使用する前条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満である事業所の事業主が、中高年齢者でないことを条件とする当該職種に係る求人の申込みをした場合には、これを受理しないことができる。

第九条 労働大臣は、中高年齢者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満である事業主が、中高年齢者でないことを条件とする当該職種に係る求人の申込みをした場合には、これを受理しないことができる。

（職業紹介等を行なう施設の整備等）
第六条 国は、中高年齢者に対する職業紹介等を効果的に行なうために必要な施設の整備に努めなければならない。

（目的）
第一条 この法律は、中高年齢者等に係る雇用及び失業の状況にかんがみ、これらの者がその能

職業に関する相談に応する業務を行なう施設を設置する等中高年齢者の雇用を促進するための措置を講ずる場合には、必要な援助を行なうことができる。

第七条 労働大臣は、政令で定めるところにより、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）第二十条の規定により中高年齢者について選定した職種に応じ、中高年齢者の雇用率を設定することができる。

第七条 労働大臣は、政令で定めるところにより、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）第二十条の規定により中高年齢者について選定した職種に応じ、中高年齢者の雇用率を設定することができる。

とができる。

(事業主に対する給付金等)

第十一条 国及び都道府県は、中高年齢者（労働省令で定める範囲の年齢の者に限る。）が第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の労働者として雇用されることを促進するための作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に対し

一項の規定により雇用率が設定された職種の労働者として雇用されることを促進するための作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に対し訓練に係る給付金の額について特別の配慮を加えるものとする。

第十二条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第二百六十六号）第十九条第三項第一号の業務を行なうにあつては、事業主が中高年齢者を第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の労働者として雇い入れることを促進するため、貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとする。

第十三条 中高年齢失業者等に対する特別措置（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第十四条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対し、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等に対する特別措置（中高年齢失業者等に対する特別措置）

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

（手帳の有効期間）

第十五条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対し、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等に対する特別措置（中高年齢失業者等に対する特別措置）

（手帳の有効期間）

第十六条 公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置（以下「就職促進の措置」という。）の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

第十七条 労働省令で定める期間を定めるにあつては、特定地域に居住する者について特別

の配慮をすることができる。

第十八条 第二項の労働省令で定める期間を定めるものについて、その手帳の有効期間を労働省令で定める期間延長することができる。

3 前二項の労働省令で定める期間を定めるにあつては、特定地域に居住する者について特別

の配慮をすることができる。

第十九条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。

一 新たに安定した職業についていたとき。

二 第十二条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める要件に該当するとき。

（手帳の作成）

2 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（計画の作成）

3 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（就職促進の措置）

2 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（就職促進の措置）

3 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（就職促進の措置）

3 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（就職促進の措置）

3 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（就職促進の措置）

3 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（就職促進の措置）

第十六条 公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置（以下「就職促進の措置」という。）の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について、当該手帳の有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

3 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するときは、あらためて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者の就職促進の措置を高めるために必要な措置があると認めたときは、その者に対する指示を示すものとする。

3 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要な措置があると認めたときは、その者に対する指示を示すものとする。

2 前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施にあたる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、すみやかに職業につくように努めなければならない。

第二十条 公共職業安定所長は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

第二十一条 労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第二十二条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第二十三条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第二十四条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第二十五条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第二十六条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第二十七条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第二十八条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第二十九条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第三十条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第三十一条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第三十二条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第三十三条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第三十四条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第三十五条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第三十六条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第三十七条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第三十八条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第三十九条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第四十条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第四十一条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

第四十二条 公共職業安定所長は、特定地域における中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置を指示することができる。

項、第十六条第一項又は第二項の指示の手続に
関し必要な事項及び公共事業への中高年齢失業
者等の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定
める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から
施行する。ただし、附則第五条中労働省設置法
(昭和二十四年法律第六百六十一号)第十三条第一
項の表中央職業安定審議会の項の改正規定は、
公布の日から施行する。

(緊急失業対策法の効力)

第二条 緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八
十九号)は、この法律の施行の際現に失業者で
あつて、この法律の施行の日前二月間に十日以
上失業対策事業に使用されたもの及び労働省令
で定めるこれに準ずる失業者についてのみ、當
分の間、その効力を有するものとする。この場
合において、夏季又は年末に臨時に支払われる
賃金は、緊急失業対策法第十条の二(同法第十
一条の二第二項において準用する場合を含む。)
の規定にかかわらず、支払わないものとする。
(職業安定法の一部改正)

第三条 職業安定法の一部を次のように改正す
る。

目次中「第二章の二 中高年齢失業者等に対
する就職促進の措置」及び「第三章の二 中高
齢者の雇用」を削る。

第九条の二 公共職業安定所に就職促進指導官を
置く。

就職促進指導官は、専門的知識に基づいて、
主として、中高年齢者等の雇用の促進に関する
特別措置法(昭和四十六年法律第
号)第十六条
第一項又は第二項の指示を受けた者に対し、
職業指導を行なうものとする。

前二項に定めるもののほか、就職促進指導官
に関し必要な事項は、労働大臣が定める。

〔第二章の二 中高年齢失業者等に対する就職
時措置法〕を「炭鉱離職者臨時措置法及び中高
齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(第
二十二条の規定に限る。)」に改める。

促進の措置」を削り、第二十六条から第三十一条
までを次のように改める。

第二十六条から第三十一条まで 削除

第三章の二を削る。

第四十八条第二項を削る。

(職業安定法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前の職業安
定法第二十七条第一項の指示を受けている者で
あつて、第十二条の規定に該当するものについ
ては、この法律の施行の日に、同条の申請があ
つたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前の職業安定法
指示に係る同法第二章の二に規定する措置につ
いては、なお従前の例による。ただし、これら
の者が第十二条の規定により手帳の発給を受け
た後においては、この限りでない。

(労働省設置法の一部改正)

第五条 労働省設置法の一部を次のように改正す
る。

第二十七条规定の指示を受けていた者の当該
指示に係る同法第二章の二に規定する措置につ
いては、なお従前の例による。ただし、これら
の者が第十二条の規定により手帳の発給を受け
た後においては、この限りでない。

第三条 労働省設置法の一部を次のように改正す
る。

第四条中第三十八条の四を第三十八条の五と
し、第三十八号の三を第三十八号の四とし、第
三十八条の二を第三十八号の三とし、第三十八
号の次に次の一号を加える。

三十八の二 中高年齢者等の雇用の促進に関
する特別措置法(昭和四十六年法律第
号)第
二項に規定する就職促進の措置に基づいて、中高年齢失業者等の就職促進の措
置の次に次の一号を加える。

第三十九条 労働省設置法の一部を次のように改正す
る。

三十九条 労働省設置法の一部を次のように改正す
る。

三十九条第一項中第三号の二を第三号の三と
し、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 中高年齢失業者等の就職促進の措置
に関する計画を作成すること。

第十一条第一項中第三号の二を第三号の三と
し、第三号の次に次の一号を加える。

二の四 中高年齢者等の雇用の促進に関する
特別措置法(昭和四十六年法律第
号)第
二項に規定する就職促進の措置の次に次の
二項に規定する計画を作成すること。

第十一条第一項第八号中「及び労働青少年福祉
法(第八条から第十条までの規定に限る。)」を
「労働青少年福祉法(第八条から第十条までの
規定に限る。)及び中高年齢者等の雇用の促進に
関する特別措置法(職業訓練に関する部分を除
く。)」に改め、同条第一項中「及び炭鉱離職者臨
時措置法」を「炭鉱離職者臨時措置法及び中高
齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(第
二十二条の規定に限る。)」に改める。

第五条 第二項の規定に依る職業訓練に関する
法律(第八条から第十条までの規定に限る。)を
一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徵
收等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律(昭和四十六年法律第八十五号)
等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)
の一部を次のように改正する。

年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(第
二十二条の規定に限る。)に改める。

第十三条规定の表中央職業安定審議会の項
中「及び港湾労働法」を「港湾労働法及び中高
齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」に
改める。

第十八条第一項中「及び労働青少年福祉法」を
「労働青少年福祉法及び中高年齢者等の雇用
の促進に関する特別措置法(これに基づく命令
を含む。)」に改める。

第六条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三
十三年法律第六百五十八号)の一部を次のように
改正する。

第十一条の四中「第三十条第一項」を「第九条の
二第一項」に改める。

第七条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法
律第六百九十九号)の一部を次のように改正す
る。

第七条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法
律第六百九十九号)の一部を次のように改正す
る。

第十一条中「第三十条第一項」を「第九条の二
第一項」に改める。

第十一条第一項中第三号の二を第三号の三と
し、第三号の次に次の一号を加える。

二の四 中高年齢者等の雇用の促進に関する
特別措置法(昭和四十六年法律第
号)第
二項に規定する就職促進の措置の次に次の
二項に規定する計画を作成すること。

〇野原国務大臣　ただいま議題となりました中高
齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案につ
きまして、その提案理由及び内容の概要を御説明
申し上げます。

わが国の雇用失業情勢は、昭和三十年代後半以
後引き続き経済の高度成長に伴い著しく改善さ
れ、近年においては労働力不足基調へと変わって
まいりました。今後とも、経済はなお相当の成長
を続けていくと予測されますので、多少の景気の
変動があるとしても、全体として労働力不足
は一そう深刻化するものと思われます。しかしな
がら、その中でも年齢別、地域別に見ますとかな
りの不均衡が見られ、中高年齢者や雇用機会の乏
しい地域の失業者につきましては、年々改善され
てきていますが、なお、就職が必ずしも容易
でないという状況が見受けられます。

このような状況の変化に対処するため、失業対
策制度のあり方について根本的に検討することが
必要であると考えられましたので、昨年九月学識
経験者を失業対策問題調査研究委員に委嘱し、客
観的、専門的立場からの調査研究を依頼いたしま
した。同年十二月、その結果が報告されました
で、それを参考としつつ「今後の失業対策制度に
関する基本構想」をまとめ、同月二十三日雇用審
議会に諮問いたしました。

この基本構想におきましては、さきに述べまし
たような雇用失業情勢の見通しを前提とし、中高

の改正規定中「別表第一中」の下に「第二十号の
四を第二十号の五とし、」を加える。

理 由

年齢者が多年にわたる職業生活で得た知識と経験を生かすことが、中高年齢者自身にとっても、また、国民经济の観点から見ても肝要なことであるとの考えに立って、今後は、中高年齢者の雇用促進に重点を置き、これらの者が從来のように失業対策事業に依存することなくその能力を民間雇用において有効に發揮することができるようになります。一方、現在失業対策事業に就労している者につきましては、従来の経緯等にかんがみ、当分の間失業対策事業を継続実施して、これに就労させることとしております。

雇用審議会におきましては、この基本構想について慎重な審議が行なわれ、去る二月十三日答申をいたしましたので、政府といたしましては、

その御意見を尊重しつつ成案を固め、ここに中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案として提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、中高年齢者等の就職がなお困難な雇用失業情勢にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定をはかることがあります。

第二に、中高年齢者の雇用を促進するため、その適職、労働能力の開発方法等の研究、求人者等に対する指導及び援助、職業紹介施設の整備等の措置を講ずるとともに、中高年齢者に適する職種について雇用率を設定し、これが達成されるよう、事業主に対して、雇い入れの要請、給付金及び融資についての特別の配慮を行なう等中高年齢者の雇用を奨励するため必要な諸施策を講ずることといたしております。

第三に、就職の困難な中高年齢者等の就職を促進するため、求職手帳を發給し、その有効期間中就職活動を容易にし、生活の安定をはかるため、所要の手当を支給しつつ、就職指導、職業訓練、職場適応訓練等を実施することにより就職の促進をはかり、このような対策を講じた後においても就

職が困難な者につきましては、必要に応じ手帳の有効期間を延長することといたします。

第四に、中高年齢者等につきましては、一般的には以上の諸施策によって十分対処し得ると考えられますので、有効期間について特別の配慮を加えられるほか、これらの者の雇用を促進するため、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用機会の増大をはかるための措置等に関する計画を作成し、計画に基づき必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ公共事業へ吸収させることとして、万全を期していける次第であります。

また、この法律案の附則におきまして、緊急失業対策法は、この法律の施行の際現に失業対策事業に使用されている失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとし、この場合において、夏季または年末の臨時の賃金は支払わないものとするとともに、関係法律について所要の整備をいたしております。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○倉成委員長 次回は明後二十五日午後零時十五分理事会、午後零時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後六時十七分散会

昭和四十六年四月七日印刷

昭和四十六年四月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E